

---

# 東郷町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

東 郷 町

---

# 目 次

---

---

1	公共施設等総合管理計画策定の趣旨	
1-1	計画策定の背景	1
1-2	計画の位置付け	1
1-3	計画の対象施設等	2
2	公共施設等の現況及び将来の見通し	
2-1	公共施設等の現状把握	3
2-2	将来人口の見通し	9
2-3	中長期的な経費の見込、財源の見込	10
3	計画期間、全庁的な取組体制と情報共有方策	
3-1	計画期間	15
3-2	全庁的な取組体制と情報共有方策	16
4	公共施設等の現状や課題に関する基本認識	
4-1	公共施設の類似自治体とのベンチマーキング分析	17
4-2	長寿命化によるコスト縮減方策を加味した 維持管理費の試算	19
4-3	財政面からみた公共施設の適正保有量の考え方	26
5	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
5-1	基本方針	27
5-2	管理に関する基本的な考え方	28
6	進捗状況等のフォローアップの実施	30
7	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
7-1	公共施設	31
7-2	インフラ資産	39
7-3	下水道施設	42

# 1 公共施設等総合管理計画策定の趣旨

## 1-1 計画策定の背景

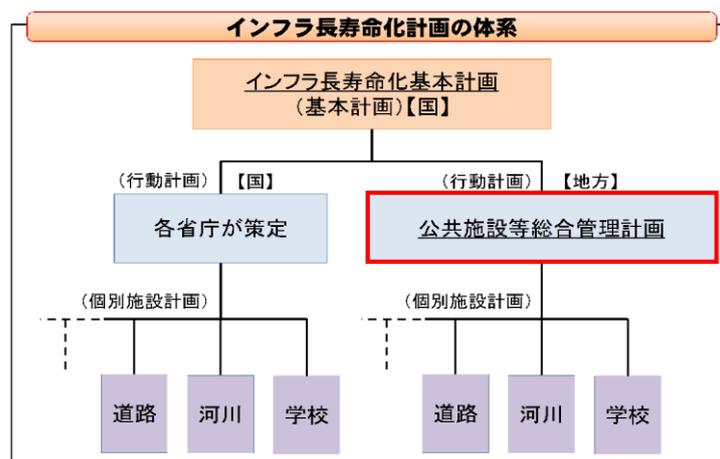
本町が保有する公共施設やインフラ資産（以下「公共施設等」という。）の多くは、人口増加に伴う行政需要や住民ニーズの高まりにより、集中的に整備されてきました。これまでに整備されてきた公共施設等は、年数の経過とともに老朽化が進行しており、近い将来には多くの施設が更新の時期を迎えることが予想され、今後は公共施設等の修繕・更新に多額の費用が必要になることが見込まれます。

また、少子高齢化、住民ニーズの多様化・高度化による利用需要の変化など、本町を取り巻く社会情勢もこれまでとは変化してきており、今後も持続可能な公共サービスを提供していくためには、現状及び将来の見通しを踏まえつつ、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等の施策に計画的に取り組む必要があります。

東郷町公共施設等総合管理計画は、公共施設等を効率的かつ効果的にマネジメントすることにより、持続的に公共施設等を維持管理していくことを目的とします。

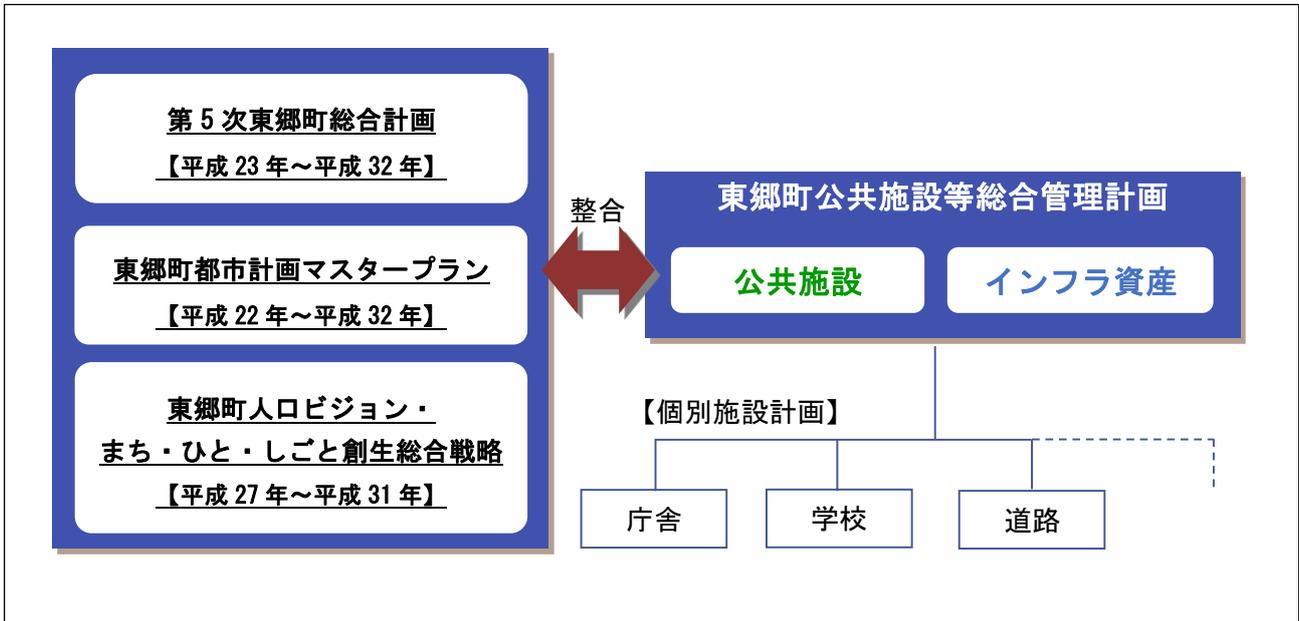
## 1-2 計画の位置付け

公共施設等総合管理計画は、平成 25 年 11 月 29 日に国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画 総務省」における市町村版の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当します。



（資料：「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の概要-総務省（平成 26 年 4 月））

また、公共施設等総合管理計画は、第5次東郷町総合計画などの上位計画の内容を踏まえた上で策定します。



■図 東郷町における公共施設等総合管理計画の位置付け

### 1-3 計画の対象施設等

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針 総務省」において、「公共施設等」とは「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物」と示されています。

したがって、公共施設については基本的には本町が所有するすべての公共施設を対象とします。インフラ資産については愛知中部水道企業団が管理する上水道を除く主要分野（道路・橋りょう・下水道）に加え、公園、河川、調整池、防火水槽、防災無線施設を対象とします。

#### 【計画対象施設】

##### 公共施設等

###### 【公共施設】

庁舎 学校 保育園 児童館  
 体育館 町民会館 いこまい館等

###### 【インフラ資産】

道路 橋りょう 下水道



公園 河川 調整池  
 防火水槽 防災無線施設

## 2 公共施設等の現況及び将来の見通し

### 2-1 公共施設等の現状把握

本町では、町民や地域のニーズに応じて建設されてきた公共施設等の老朽化が進んでおり、今後大規模改修や更新などの必要性が見込まれます。

#### (1) 公共施設の現状

##### ア 対象施設の整理

本計画の対象とする公共施設は、本町が所有するすべての公共施設としますが、広域連携施設である消防署・ごみ処理場、地域が管理する公民館・コミュニティセンター・集会所は対象外としました。

対象施設は72施設167棟で、延床面積は約11.5万㎡となっており、住民1人当たりの延床面積は2.68㎡となっています。

■表 対象施設の施設数・棟数・延床面積・構成比率

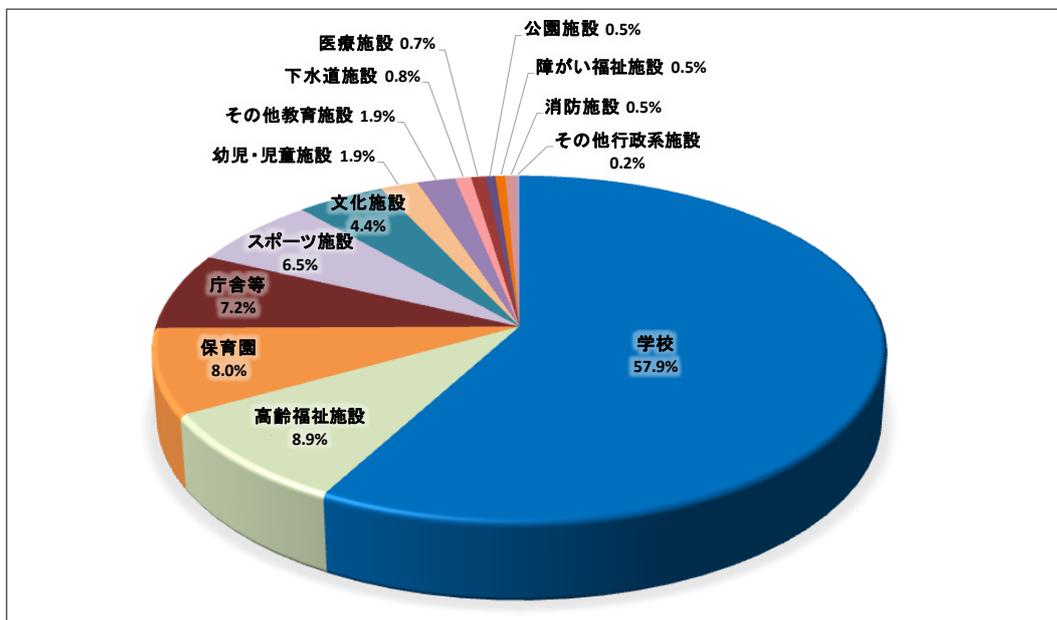
大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	構成比率
文化系施設	文化施設	1	4	5,067.92	4.4%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	8	11	7,447.98	6.5%
学校教育系施設	学校	9	76	66,526.84	57.9%
	その他教育施設	1	5	2,205.11	1.9%
子育て支援施設	保育園	8	10	9,202.46	8.0%
	幼児・児童施設	6	6	2,209.95	1.9%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	5	8	10,244.55	8.9%
	障がい福祉施設	0	1	562.00	0.5%
医療施設	医療施設	1	2	745.54	0.7%
行政系施設	庁舎等	1	5	8,237.15	7.2%
	消防施設	6	6	594.00	0.5%
	その他行政系施設	2	4	242.09	0.2%
公園施設	公園施設	22	27	621.43	0.5%
下水道施設	下水道施設	2	2	964.52	0.8%
合計		72	167	114,871.54	100.0%

※構成比率は四捨五入により、100%とならない

※障がい福祉施設は、高齢福祉施設との複合施設であるため、施設数を「0」と表記

## イ 用途別面積の整理

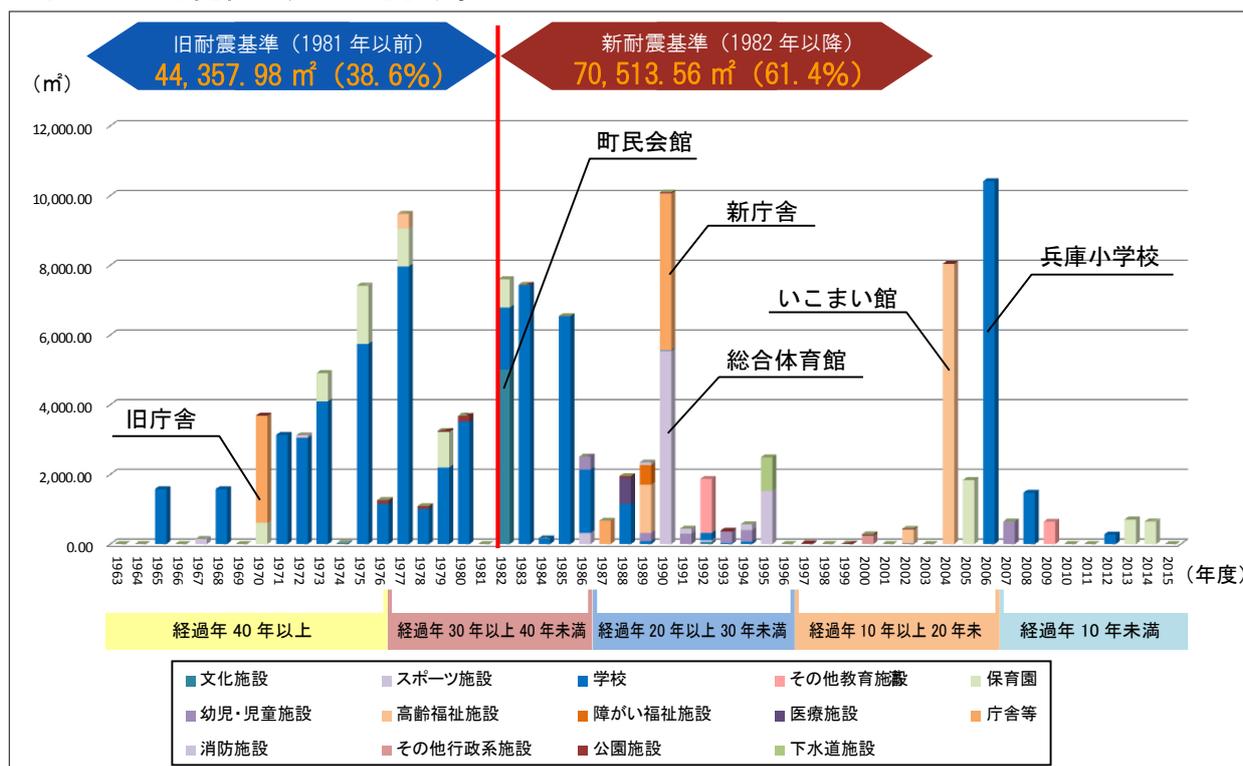
用途別（中分類）の公共施設の状況をみると、延床面積の構成比では、全公共施設中、学校が57.9%で最も多く、次いで、高齢福祉施設が8.9%、保育園が8.0%、庁舎等が7.2%、スポーツ施設が6.5%となっています。



■ 図 用途別の延床面積の割合

## ウ 建築年代の整理

建築年度による公共施設の延床面積から、多くの施設は、1970～80年代に建築されています。また、学校については、1980年代までに建築された建物が大半を占め、老朽化が進行している現状がうかがえます。



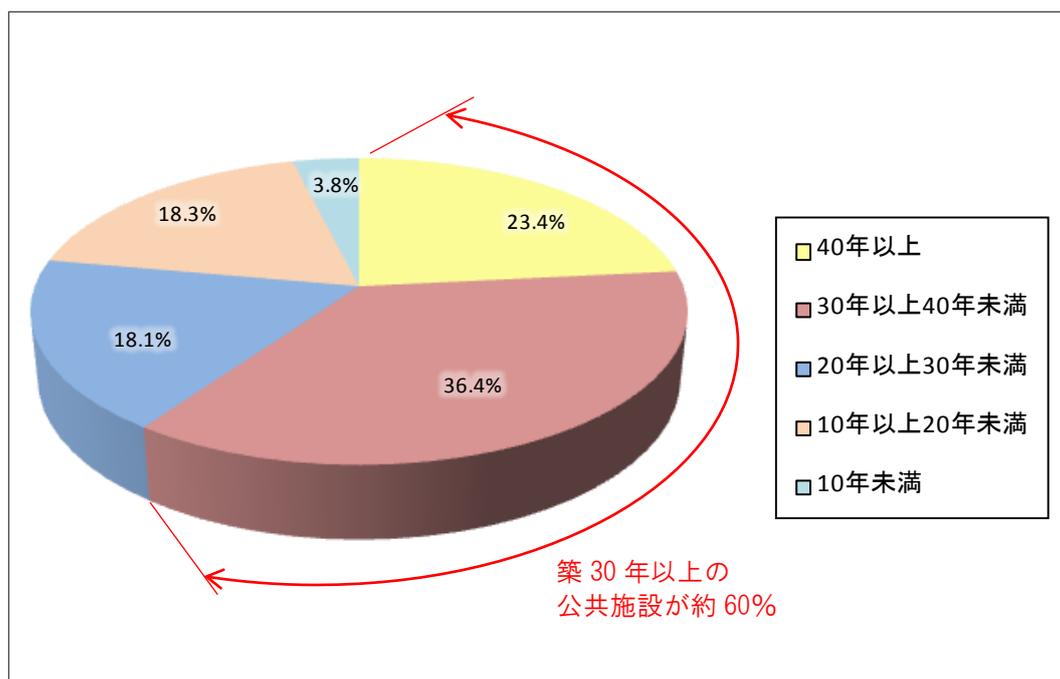
■ 図 建築年度別延床面積

## エ 建築からの経過年数による整理

建築物は、30年を経過すると老朽化により大規模改修が必要となるため、建築年度からの経過年数を把握する必要があります。現時点で30年以上経過し、大規模改修が必要な公共施設は全体の約60%に達し、内訳は、30年以上40年未満が36.4%、40年以上が23.4%となっています。

■表 公共施設の経過年数の割合（延床面積ベース）

経過年数	延床面積	構成比率
10年未満	4,395.58 m <sup>2</sup>	3.8%
10年以上20年未満	21,049.12 m <sup>2</sup>	18.3%
20年以上30年未満	20,809.78 m <sup>2</sup>	18.1%
30年以上40年未満	41,759.19 m <sup>2</sup>	36.4%
40年以上	26,857.87 m <sup>2</sup>	23.4%
合計	114,871.54 m <sup>2</sup>	100%



■図 公共施設の経過年数の割合（延床面積ベース）

## (2) インフラ資産の現状

本計画において、対象とするインフラ資産は以下のとおりとします。

■表 インフラ資産の整備状況

施設分類	内 訳	会 計
道 路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般道路 1,417,940 m<sup>2</sup></li> <li>・自転車歩行者道 2,692 m<sup>2</sup></li> </ul> <p style="text-align: right;">計 1,420,632 m<sup>2</sup></p>	一般会計
橋 り よ う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PC(プレストレスト・コンクリート)橋 4,076m<sup>2</sup></li> <li>・RC(鉄筋コンクリート)橋 1,025m<sup>2</sup></li> <li>・鋼橋 258m<sup>2</sup></li> <li>・その他 1,774m<sup>2</sup></li> </ul> <p style="text-align: right;">計 7,134 m<sup>2</sup></p>	
下 水 道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート管 49,968m</li> <li>・陶管 271m</li> <li>・塩化ビニル管 96,032m</li> <li>・更生管 2,802m</li> <li>・その他 2,131m</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 151,204 m</p>	特別会計
公 園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園 211,375 m<sup>2</sup></li> <li>・児童遊園 3,671 m<sup>2</sup></li> <li>・ちびっこ広場 1,441 m<sup>2</sup></li> <li>・その他の公園 18,205 m<sup>2</sup></li> </ul> <p style="text-align: right;">計 234,692 m<sup>2</sup></p>	一般会計
揚 排 水 機 場	※建築物で計上	一般会計
河 川	12,879m	一般会計
調 整 池	1,733 m <sup>2</sup>	一般会計
防 火 水 槽	135 施設	一般会計
防災無線施設	39 基	一般会計

※橋りょう面積は四捨五入により、種類ごとの面積と合計の面積は一致しない。

## ア 道路

本町が所有する道路の整備状況を示します。

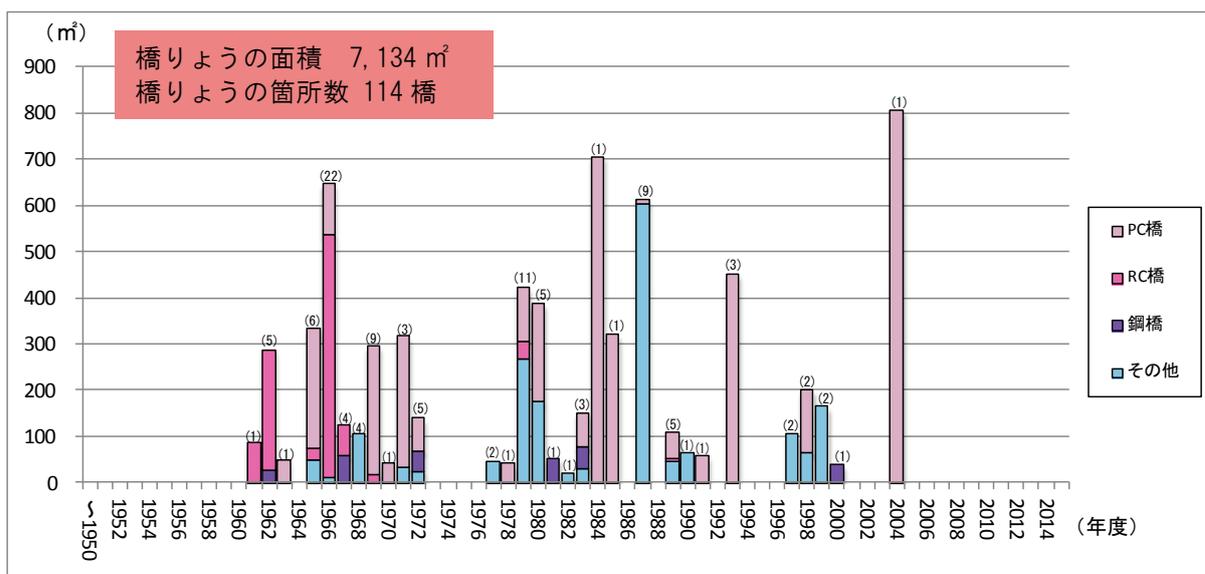
■表 道路\_種別整備面積

種別	面積(㎡)
一般道路	1,417,940
自転車歩行者道	2,692
合計	1,420,632

## イ 橋りょう

本町が所有する橋りょうの年代別の整備状況を以下のグラフに示します。

橋りょうの構造別年度別整備面積から、多くの橋りょうは1980年代までに整備されており、特に1960年代、1980年代に整備が集中しています。構造はPC橋が最も多い状況です。



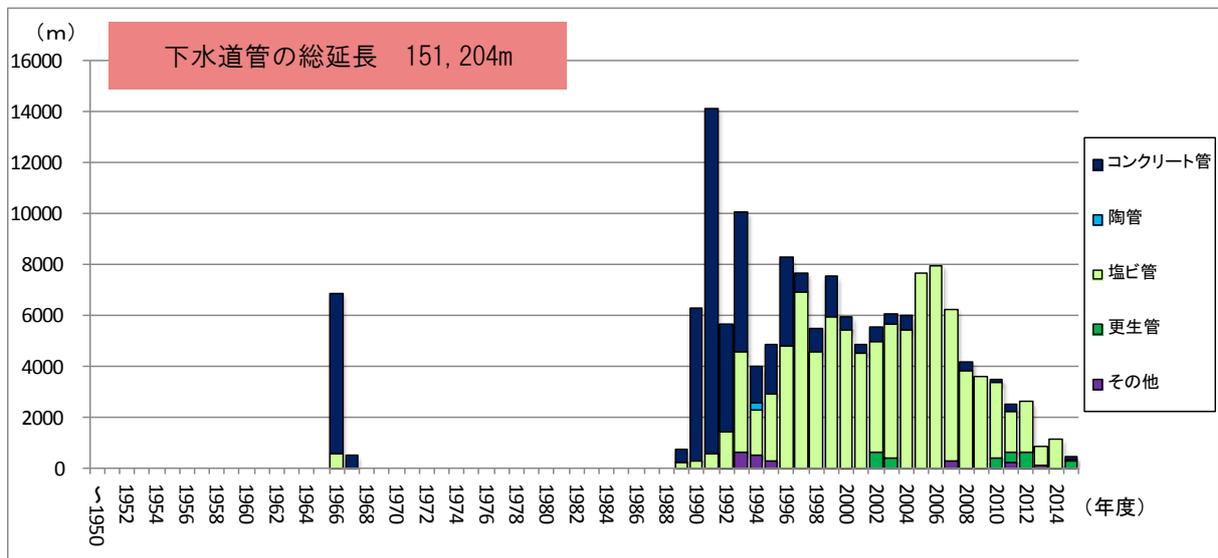
■図 橋りょう\_構造別年度別整備面積

※グラフ内の ( ) は年度別橋りょう数を示す。

## ウ 下水道（汚水）

本町が所有する下水道（汚水）の年度別管種別の整備延長を以下のグラフに示します。

下水道の年度別管種別整備延長から、一部は1966年度、1967年度に整備されていますが、ほとんどの管は1990年度から2010年度にかけて整備されています。

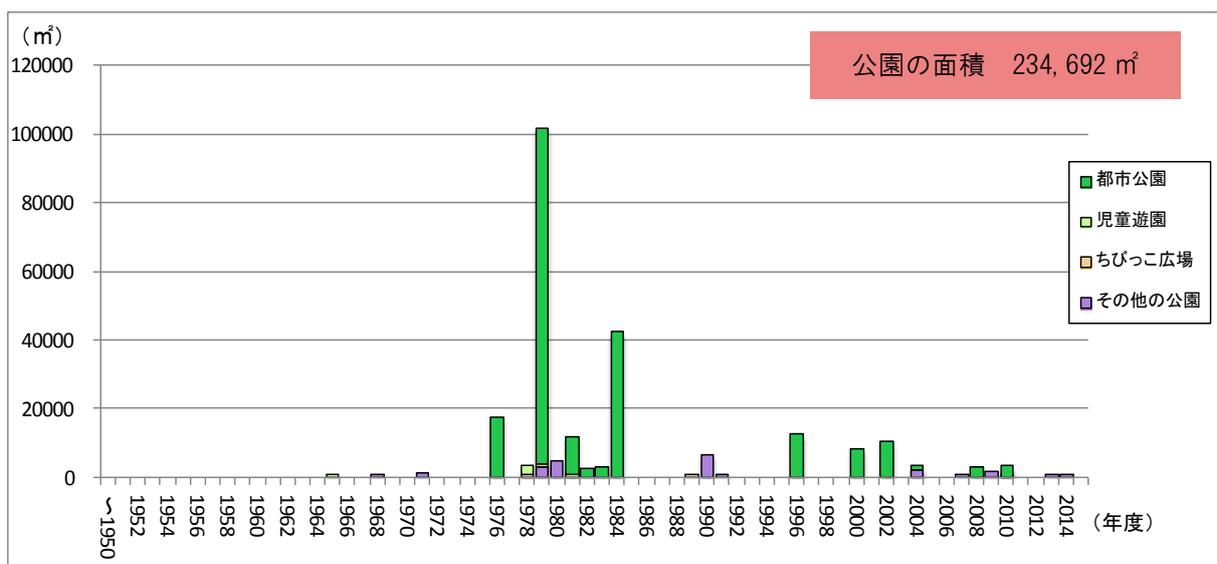


■図 下水道（汚水）\_年度別管種別整備延長

## エ 公園

本町が所有する公園の整備面積を以下のグラフに示します。

公園の年度別整備面積から、1970～80年代にかけて整備が集中しています。1979年度には境川緑地の整備により、他の年度と比較して整備面積が多くなっています。



■図 公園\_年度別整備面積

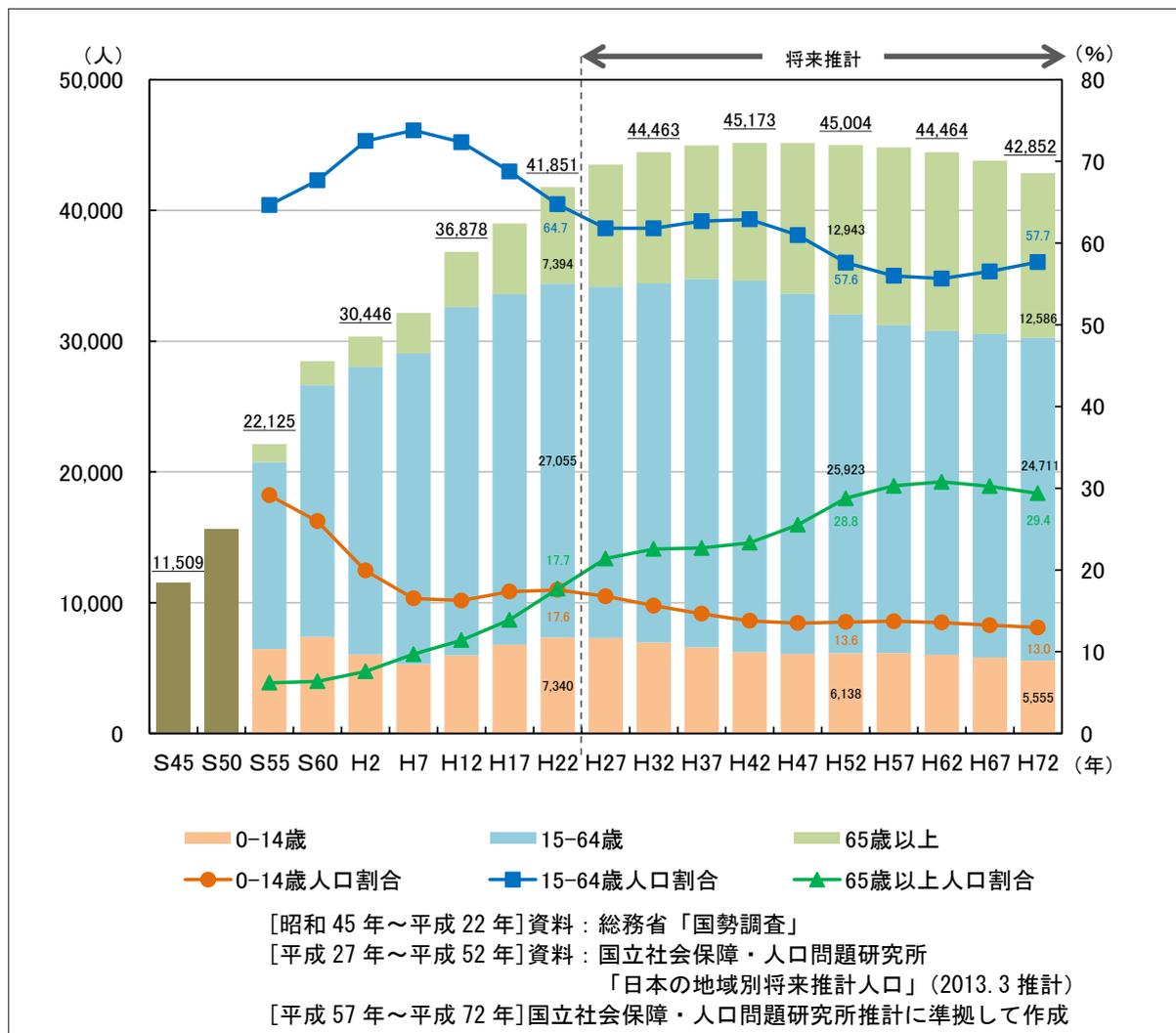
## 2-2 将来人口の見通し

### (1) 総人口の推移と将来見通し

本町の総人口は、昭和45年（1970年）以降増加し続け、平成22年（2010年）では、41,851人となっています。平成22年（2010年）に0-14歳人口割合を65歳以上割合が上回り、高齢化の進行が予想されています。

また、将来推計では、平成42年（2030年）まで人口増加が続き、その後緩やかに減少していくことが見込まれています。年齢構成別にみると、0-14歳人口は平成22年（2010年）以降は減少しており、今後も減少することが見込まれています。15-64歳人口は平成37年（2025年）まではほぼ横ばいで推移しますが、平成42年（2030年）以降は減少することが見込まれています。65歳以上は平成57年（2045年）まで増加が続き、その後は人口の減少とともに緩やかに減少することが見込まれています。

将来推計人口では、平成42年（2030年）で45,173人、平成72年（2060年）で42,852人となっています。



■図 東郷町の総人口の推移と将来見通し

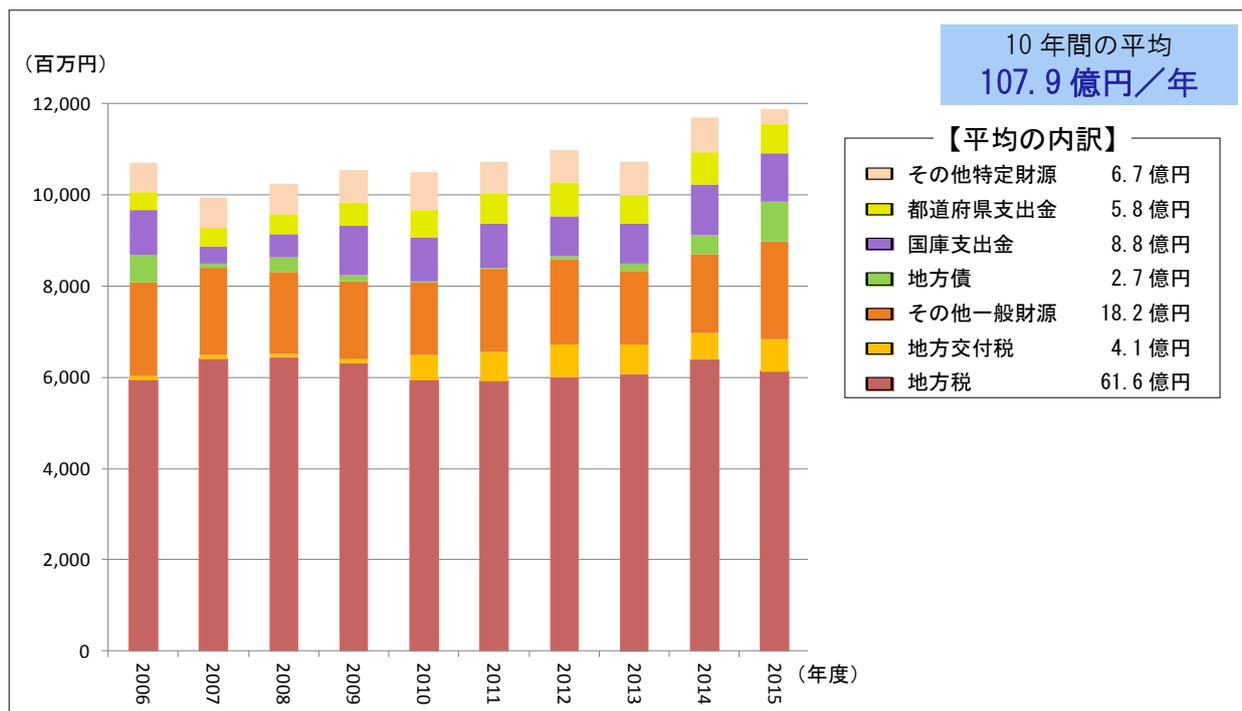
(資料：東郷町人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略-東郷町(平成28年3月))

## 2-3 中長期的な経費の見込、財源の見込

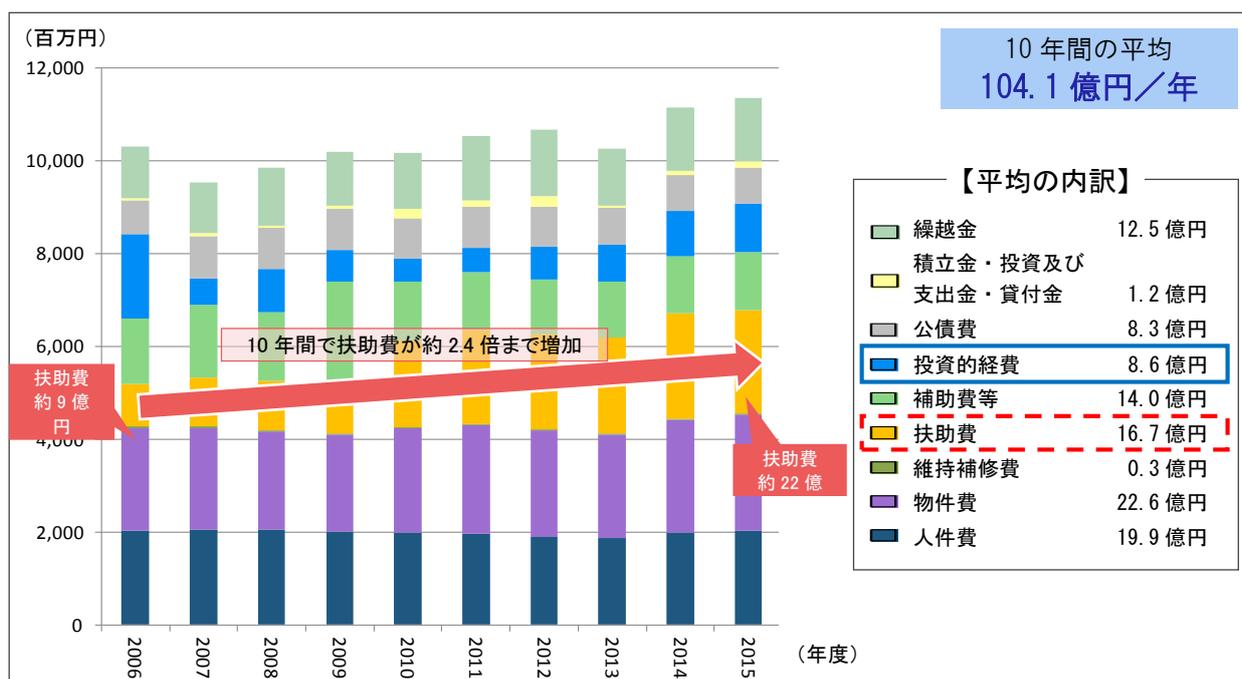
### (1) 財政状況

本町の2006年度から2015年度までの歳入・歳出の決算額、投資的経費の内訳を以下に示します。歳入は100～120億円程度の間で推移しており、10年間の平均額は107.9億円です。

歳出は90～110億円程度の間で推移しており、10年間の平均額は104.1億円です。扶助費は、一貫して増加傾向にあります。公共施設等に充当される投資的経費は、年度による変動があり、10年間の平均額は8.6億円となります。



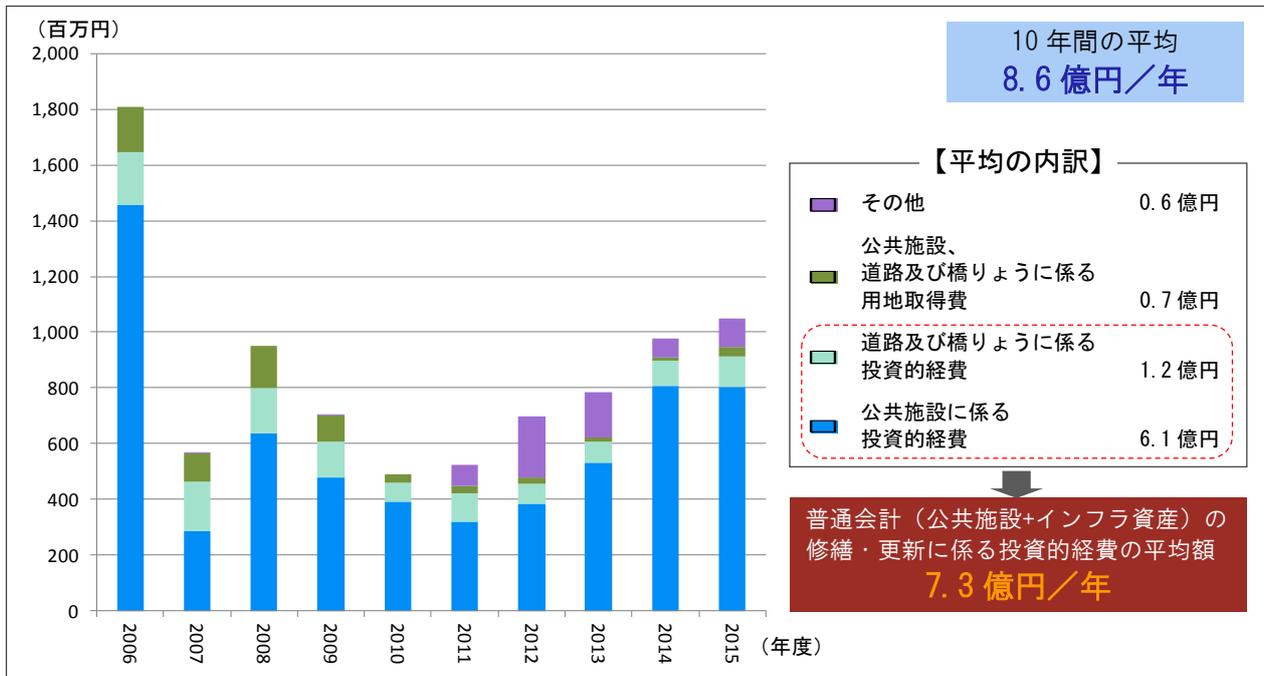
■ 図 財政\_歳入決算額の推移 (普通会計決算)



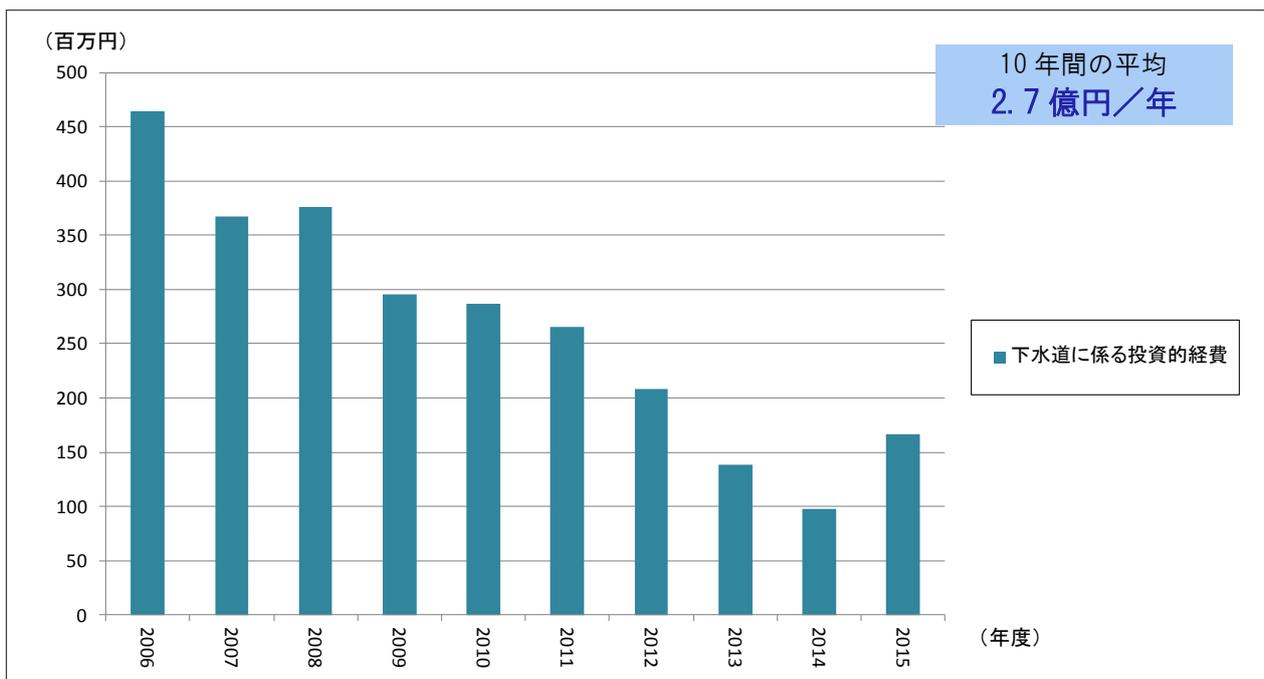
■ 図 財政\_歳出決算額の推移 (普通会計決算)

普通会計決算の投資的経費の内訳より、公共施設に係る投資的経費の10年間の平均額は6.1億円、道路及び橋りょうに係る投資的経費の10年間の平均額は1.2億円であり、公共施設・インフラ資産の修繕・更新に充当される投資的経費の10年間の平均額は7.3億円となります。

下水道に係る投資的経費は、年度による変動があり、10年間の平均額は2.7億円となります。



■図 財政\_投資的経費の推移 (普通会計決算)



■図 財政\_下水道に係る投資的経費の推移

## (2) 中長期的な経費の見込

### ア 公共施設の試算条件

本町が現在保有している公共施設について、将来も同種・同規模で更新したと仮定した場合の費用について、総務省から提供されている試算ソフトを用いて、以下の条件により試算を行いました。更新する周期や単価等については、総務省試算ソフトに示される内容で設定しました。

#### 【維持更新費の試算条件】

- 建築後60年で更新を実施する。単年度に負担が集中しないように更新時は費用を3年間に分割する。
- 建築後30年で大規模改修を実施する。改修時の費用は2年間に分割する。
- 更新費の単価は、総務省試算ソフトを参考に33～40万円/㎡とする。
- 大規模改修の単価は、総務省試算ソフトを参考に17～25万円/㎡とする。

区 分	更新	大規模改修
文化系、行政系施設等	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設等	36万円/㎡	20万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	33万円/㎡	17万円/㎡

### イ インフラ資産の試算条件

インフラ資産についても、公共施設と同様、将来も同種・同規模で更新したと仮定した場合の費用について以下の条件により試算しました。ただし公園、河川、防火水槽、防災無線施設は総務省試算ソフトの対象外となるため、実績等から条件を設定します。

#### 【総務省試算ソフトによる試算条件】

- 総務省試算ソフトでの試算対象：道路、橋りょう、下水道
- 単価：総務省試算ソフトにおける標準単価
- 周期：総務省試算ソフトにおける更新年数
- 現時点で、更新の実施時期を既に経過している施設については、初年度の工事費の集中を避けるため、5年間で平準化

#### 【総務省試算ソフト以外の試算における試算条件】

- 単価：実績等による更新単価
- 周期：実績等による更新年数
- 現時点で、更新の実施時期を既に経過している施設は、初年度に費用を計上
- 整備年度が不明な施設については更新費用を1年ごとに割り戻した金額を毎年計上

■表 試算における単価の設定（インフラ資産）

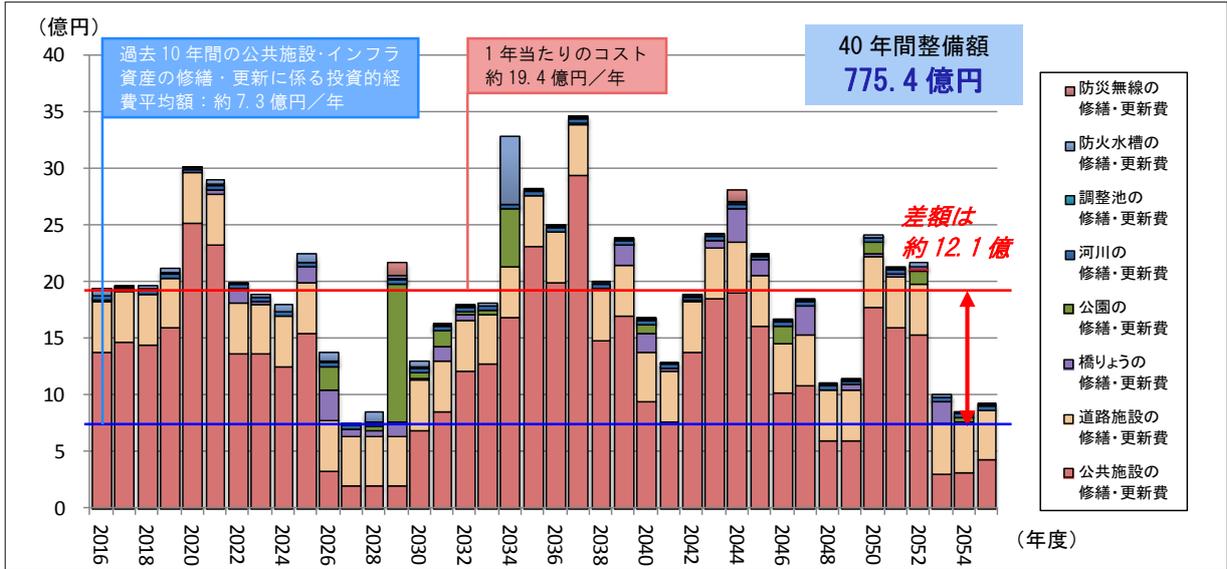
種 別	更新年数	更新単価	
道 路	15年	一般道路	4,700円/㎡
		自転車歩行者道	2,700円/㎡
橋 り よ う	60年	PC(プレストレスト・コンクリート)橋、 RC(鉄筋コンクリート)橋、その他	425千円/㎡
		鋼橋	500千円/㎡
下 水 道	50年	コンクリート管、陶管、塩化ビニル管、その他	124千円/m
		更生管	134千円/m
公 園	50年	都市公園、児童遊園、ちびっこ広場、 その他の公園	12千円/㎡
河 川	50年	開水路(ブロック積)	144千円/m
調 整 池	50年	ブロック積	244千円/㎡
防 火 水 槽	50年	コンクリート製	11,000千円/基
防災無線施設	15年	防災無線一式	105,000千円/式

## ウ 将来的な更新費用と過去の投資的経費との比較

施設別に将来的な更新費用（以下「将来コスト」という。）の試算結果と過年度の投資的経費を比較し、財政分析を行いました。

### (7) 公共施設・インフラ資産（下水道施設を除く）の試算結果

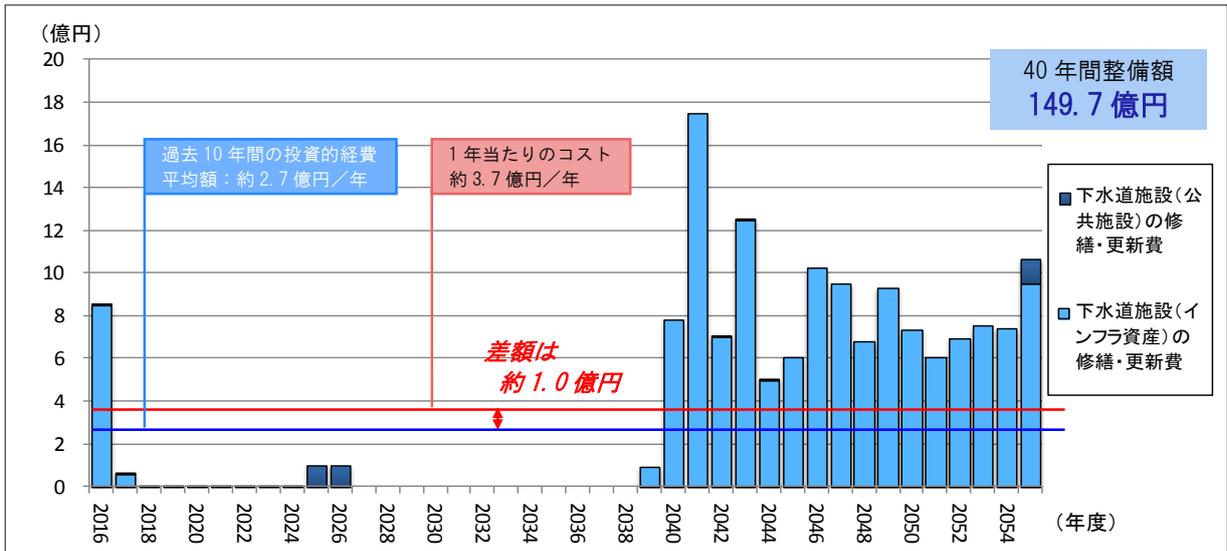
公共施設等の試算結果を以下に示します。今後40年間で必要となる将来コストは約775.4億円となり、1年当たりのコストは約19.4億円となりました。過去10年間の公共施設・インフラ資産の修繕・更新に係る投資的経費の1年当たりの平均額は約7.3億円であり、1年当たりのコストを比較すると約12.1億円の差があります。



■ 図 公共施設・インフラ資産の試算結果

### (イ) 下水道施設の試算結果

下水道施設の試算結果を以下に示します。今後40年間で必要となる将来コストは約149.7億円となり、1年当たりのコストは約3.7億円となりました。過去10年間の下水道に係る投資的経費の1年当たりの平均額は約2.7億円であり、1年当たりのコストを比較すると約1.0億円の差があります。



■ 図 下水道施設の試算結果

※旭ヶ丘団地第2 污水处理場の機械棟、部田山污水中継ポンプ場は下水道施設に含む。

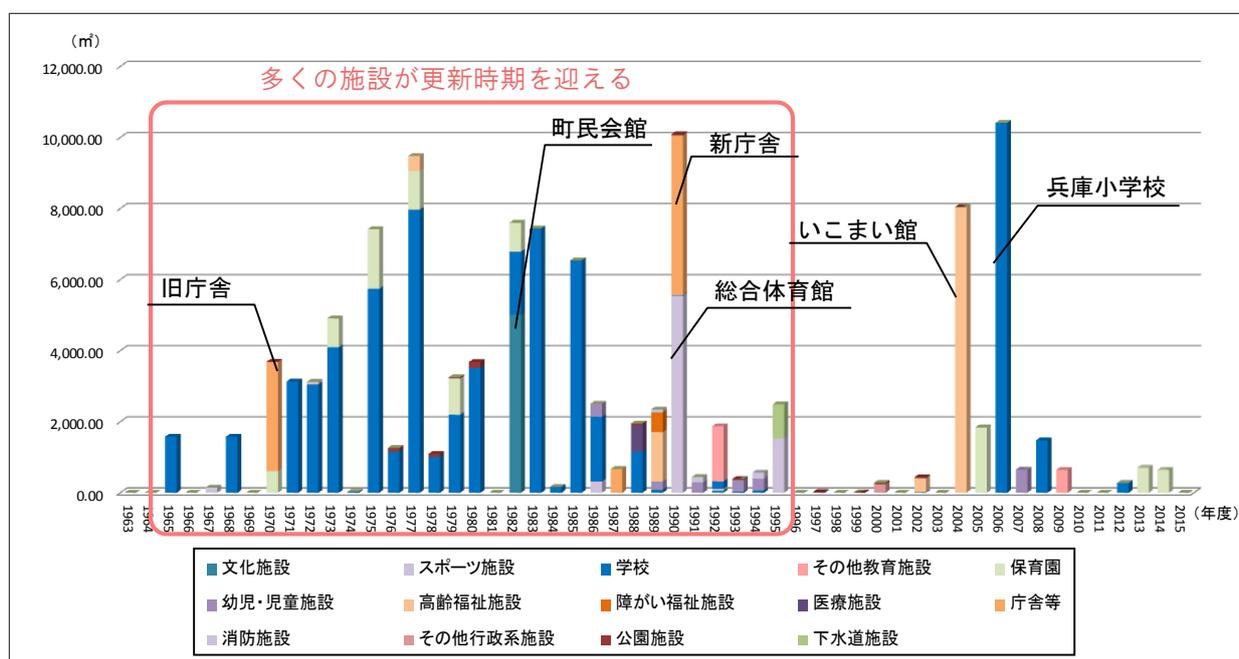
### 3 計画期間、全庁的な取組体制と情報共有方策

#### 3-1 計画期間

本町が現在保有する公共施設等を今後も維持すると仮定した場合、今後大規模改修や更新の時期を迎えます。特に公共施設については、1970年、1980年代に建築された施設が多く、今後約40年間で多くの施設が順次更新の時期を迎えることとなります。

公共施設等総合管理計画では、これらの状況から計画期間を40年と設定します。

計画期間 平成29年度～平成68年度（40年間）



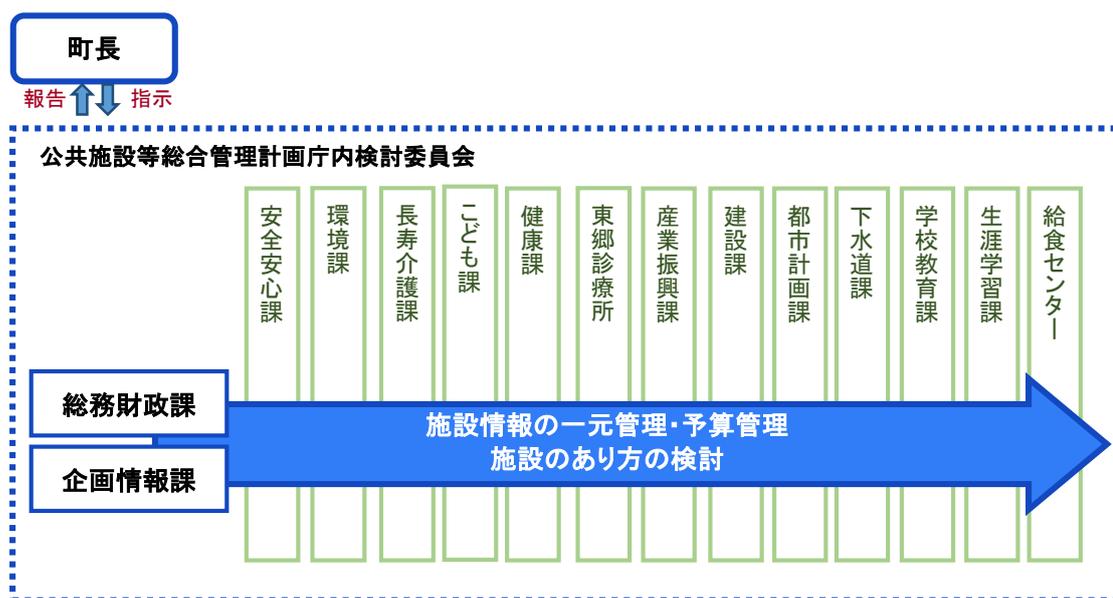
■図 建築年度別延床面積

## 3-2 全庁的な取組体制と情報共有方策

### (1) 公共施設等の総合管理に係る全庁的な取組体制

本町では、公共施設等の管理運営は所管課ごとの判断に基づいて行われてきましたが、公共施設等全体を総合的かつ計画的に管理していくためには、全庁的な視点に立った取組体制が必要です。

したがって、既存の庁内検討委員会を活かしながら、全庁横断的に個別施設（長寿命化）計画と本計画の調整、修繕や更新に当たっての優先順位の検討を行い、継続的な計画の推進、必要に応じた計画の見直し等を行っていくための仕組みを構築します。



■図 全庁的な取組体制のイメージ

### (2) 情報の一元管理

公共施設等の一元的管理に向けて、ICT を活用した公共施設等の総合データベースを構築する等、公共施設等情報の一元管理を図ることを検討する必要があります。

公会計制度の導入により整備された固定資産台帳と公共施設等データベースで共通する情報を連携することで効率的に一元的な情報管理を行っていきます。

## 4 公共施設等の現状や課題に関する基本認識

### 4-1 公共施設の類似自治体とのベンチマーキング分析

本町の公共施設の整備状況を類似自治体と比較し、現在の整備水準がどの程度なのかベンチマーキング分析を行います。愛知県内の人口2万人以上9万人未満、面積10km<sup>2</sup>以上40km<sup>2</sup>未満の類似の自治体と公共施設延床面積に関して比較します。

#### (1) 類似自治体の整理

次に掲げる自治体を類似自治体としてベンチマーキング分析をします。

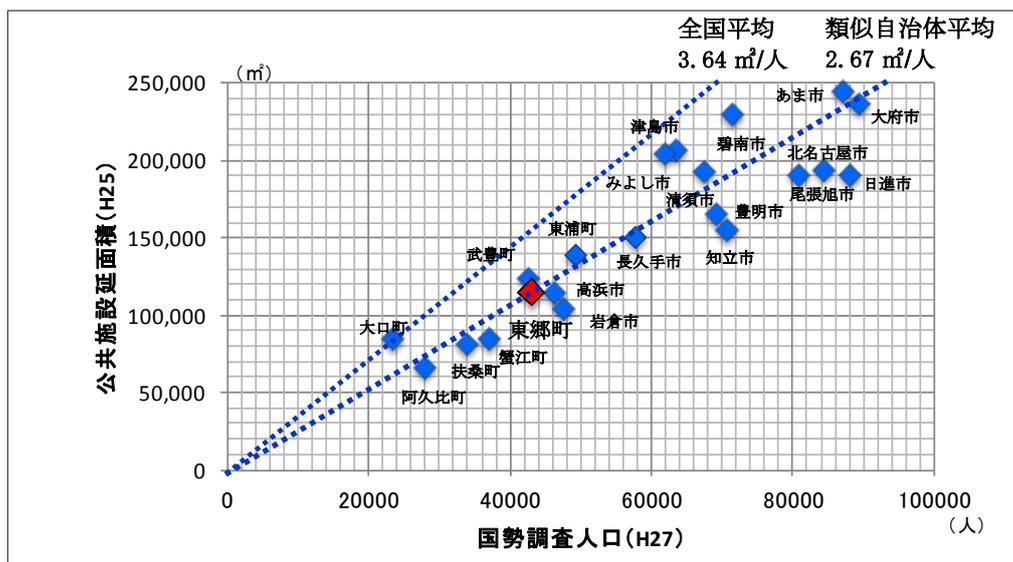
■表 類似の自治体との比較表

	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
大府市	89,157	33.66	2,648.8
日進市	87,977	34.91	2,520.1
あま市	86,898	27.49	3,161.1
北名古屋市	84,133	18.37	4,579.9
尾張旭市	80,787	21.03	3,841.5
碧南市	71,346	37.17	1,919.5
知立市	70,501	16.31	4,322.6
豊明市	69,127	23.22	2,977.0
清須市	67,327	17.35	3,880.5
津島市	63,431	25.09	2,528.1
みよし市	61,810	32.19	1,920.2
長久手市	57,598	21.55	2,672.8
東浦町	49,230	31.14	1,580.9
岩倉市	47,562	10.47	4,542.7
高浜市	46,236	13.11	3,526.8
東郷町	42,858	18.03	2,377.0
武豊町	42,473	25.92	1,638.6
蟹江町	37,085	11.09	3,344.0
扶桑町	33,806	11.19	3,021.1
阿久比町	27,747	23.8	1,165.8
大口町	23,274	13.61	1,710.1

(資料：平成27年国勢調査-総務省)

## (2) 住民1人当たり公共施設延床面積の類似自治体との比較

本町の住民1人当たりの公共施設延床面積は2.68㎡で、全国平均3.64㎡よりも少ない状況ですが、類似自治体の平均2.67㎡とは同程度となっています。全国の平均値より少なくとも、将来に渡って持続的に公共施設を維持していくため、財政状況と今後の維持管理費を踏まえた適正な施設保有量を検討する必要があります。



■図 住民1人当たり公共施設延床面積の類似自治体との比較

(資料：平成27年国勢調査・平成25年公共施設状況調経年比較表-総務省)

※東郷町の公共施設延床面積は本計画における対象施設の延床面積を使用

## 4-2 長寿命化によるコスト縮減方策を加味した維持管理費の試算

中長期的な経費の見込みにおいて算出した試算結果（P14「ウ 将来的な更新費用と過去の投資的経費との比較」参照）は総務省設定による事後保全的な管理方法（施設に不具合が発生した際に修繕等の対策を行う管理方法）であるため、コスト縮減に配慮した本町の実状にあったメンテナンスサイクルの設定や予防保全型の管理方法（計画的に修繕を行い、施設の長寿命化を図る管理方法）を取り入れた本町が予定する維持管理について試算を行います。

### (1) 試算条件

#### <公共施設>

#### ア 更新時期

「建築物の耐久計画に関する考え方（社）日本建築学会」に基づき、普通品質の場合の目標耐用年数の最大値である80年と仮定します。

■表 公共施設の目標耐用年数

構造	目標耐用年数				法定耐用年数
	構造種別	代表値	範囲	下限値	
鉄筋コンクリート造	高品質の場合	100年	80～120年	80年	30～50年
鉄骨鉄筋コンクリート造					
鉄骨造（重量鉄骨）	普通品質の場合	60年	50～80年	50年	

（資料：建築物の耐久計画に関する考え方-（社）日本建築学会（昭和63年））

#### イ 更新単価

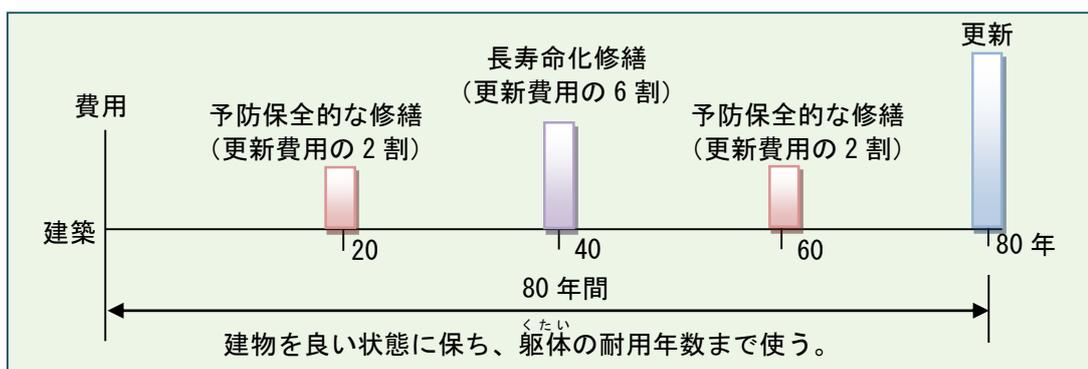
更新単価は、総務省試算ソフトに準じるものとします。

#### ウ 修繕時期

施設の長寿命化を図る上で、予防保全の考え方により計画的に修繕することとします。修繕時期は、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引 文部科学省」の考え方に基づき、予防保全的な修繕を建築から20年と60年で実施するとともに、長寿命化修繕を建築から40年で実施するものとします。

※予防保全的な修繕とは、定期的な点検の実施のもと、<sup>くたい</sup>躯体の機能に影響が及ぶ前に、屋上防水や外装塗装などの長寿命化対策を全面的に実施するもの。

※長寿命化修繕とは、耐用年数を迎える建築附属設備（電気設備、昇降機設備等）の更新に加え、今後40年も施設を使用することを<sup>くたい</sup>見据え、コンクリート中性化対策、鉄筋腐食対策及び耐久性に優れた仕上げ材への取替など、設備や<sup>くたい</sup>躯体のリニューアルを実施するもの。



■図 公共施設の長寿命化のイメージ

（資料：学校施設の長寿命化計画策定に係る手引-文部科学省（平成27年4月））

## <道路（舗装）>

### ア 更新単価

更新単価は、切削オーバーレイを想定し、総務省試算ソフトと同じ単価（一般道路：4,700 円/㎡、自転車歩行者道：2,700 円/㎡）を使用します。

### イ 耐用年数

道路（舗装）の耐用年数は、交通区分（大型車交通量）によって異なるため、一般道路を「1 級」、「2 級・その他道路」、「自転車歩行者道」に分けて設定します。

- ・1 級…長寿命化前と同様に、総務省試算ソフトの考え方にに基づき、15 年で設定
- ・2 級・その他道路…生活道路の耐用年数は 1 級の 2 倍程度と想定し、30 年と設定
- ・自転車歩行者道…生活道路の耐用年数は 1 級の 2 倍程度と想定し、30 年と設定

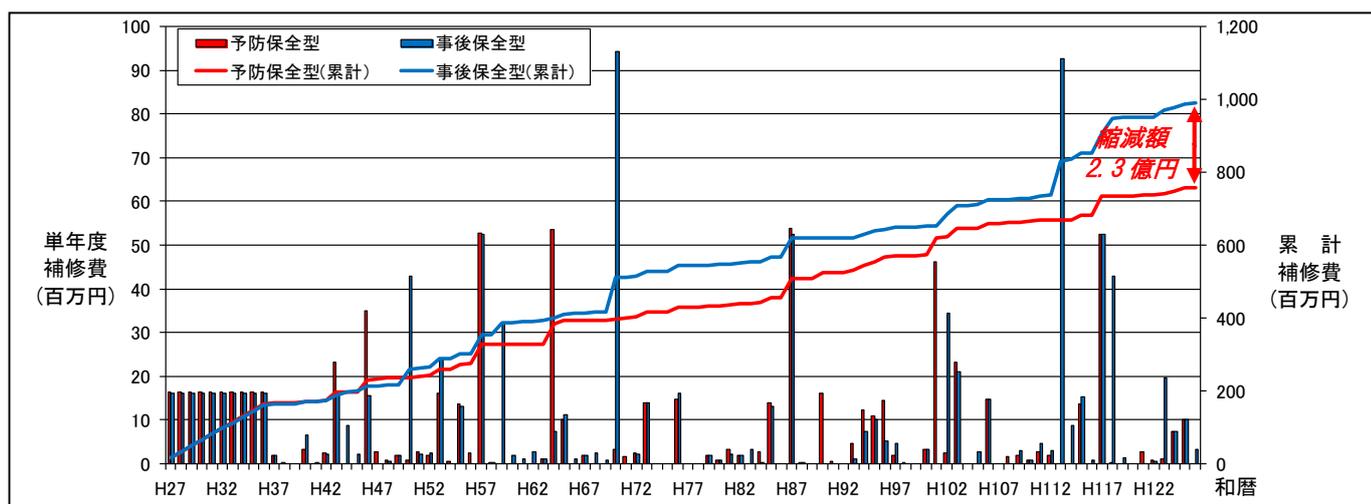
## <橋りょう>

橋りょうの長寿命化は、「東郷町橋梁<sup>りょう</sup>長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全的な管理により行います。

	橋りょう数	面積
H27.3 修繕計画対象の橋りょう	63 橋	4,486 ㎡
H27.3 修繕計画対象外の橋りょう	51 橋	2,648 ㎡
合計	114 橋	7,134 ㎡

### ア H27.3 修繕計画対象の橋りょう

H27.3 修繕計画では 63 橋（総面積 4,486 ㎡）を対象としており、今後 100 年間の累計補修費（詳細設計費等を除く。）は、事後保全型の約 9.9 億円から、予防保全型の約 7.6 億円となり、約 2.3 億円（約 23.5%）の縮減が見込まれる試算となっております。



■図 修繕計画対象橋りょうの試算結果

（資料：東郷町橋梁<sup>りょう</sup>長寿命化修繕計画-東郷町（平成 27 年 3 月））

## イ H27.3 修繕計画対象外の橋りょう

H27.3 修繕計画対象外の橋りょうは 51 橋（総面積 2,648 m<sup>2</sup>）あります。これらの橋りょうについて、予防保全による試算として、総務省の考え方による試算の費用（更新費 425 千円/m<sup>2</sup>、耐用年数 60 年 均等配分）から H27.3 修繕計画における縮減率 23.5%分を減じた費用を計上します。

今後は、これらの橋りょうを調査し修繕計画に反映する等の見直しを行っていきます。

$$\begin{array}{l} \text{総務省による試算} \quad 2,648 \text{ (m}^2\text{)} \times 425 \text{ (千円/m}^2\text{)} / 60 \text{ 年} = 18,757 \text{ (千円/年)} \\ \text{計上費用} \quad 18,757 \text{ (千円/年)} \times (1 - 23.5\%) = \underline{\underline{14,349 \text{ (千円/年)}}} \end{array}$$

## <公園>

### ア 更新単価

更新単価は、事後保全的な管理の試算時に設定した単価(12,000 円/m<sup>2</sup>)を使用します。

### イ 耐用年数

公園の長寿命化を図る上で、予防保全の考え方により計画的に修繕することとします。「公園施設長寿命化計画策定指針（案）国土交通省」の考え方に基づき、予防保全型の管理を行った際の公園の耐用年数は、事後保全型の管理を行った際の耐用年数（50 年）の 1.2 倍とし、60 年を想定します。耐用年数の半分を経過した時点で修繕を行い、長寿命化を図る設定とします。

## <その他インフラ資産（河川、調整池、防火水槽、防災無線施設）>

河川、調整池、防火水槽、防災無線施設の 4 分野については、以下の理由により事後保全型管理を行うものとします。ただし、施設の安全性を確保するための修繕等は適宜行うものとします。

### ・河川、調整池、防災無線施設

長寿命化対策によるライフサイクルコストの縮減効果が他の分野より期待できないため。

### ・防火水槽

防火水槽及び耐震性貯水槽は、個別の長寿命化計画がなく、現段階では地下構造物に対して長寿命化の考えを適用することが困難であるため。

## <下水道施設>

### ア 更新単価

更新単価は管種毎に想定します。更新は、たるみなどが発生している一部のスパンを除き、更生工法の採用が可能であると考えられることから、経済的かつ工期が短い更生工法を採用するものとし、総務省試算ソフトと同様の更新単価を使用します。

### イ 耐用年数

下水道管の法定耐用年数は 50 年ですが、一般的な埋設環境や汚水の状況によっては、より長期にわたって使用できると考えられています。

「下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き（案）国土交通省」において、目標耐用年数を法定耐用年数の 1.5 倍（=75 年）としている事例が紹介されています。

本計画においても目標耐用年数は 75 年とし、今後、カメラ調査による<sup>かんきよ</sup>管渠点検の結果などを踏まえて、適宜見直しを行っていく方針とします。

目標耐用年数の決め方には、標準耐用年数とする方法、過去の実績やライフサイクルコストを考慮して設定する方法がある。

<目標耐用年数の設定例>

- ・ 50 年（標準耐用年数）
- ・ 75 年（過去の実績を踏まえ、標準耐用年数の 1.5 倍と設定）

（資料：下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き（案）-国土交通省（平成 23 年 9 月））

<試算条件の整理>

■表 将来コストの試算における条件設定

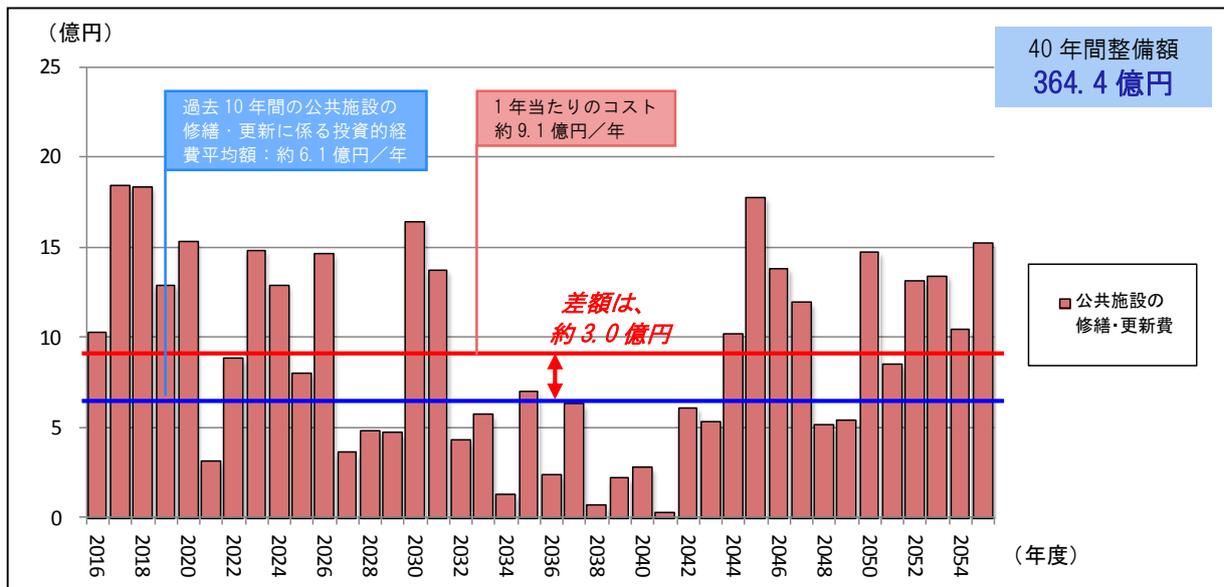
	総務省設定を基にした管理方法		本町が予定する維持管理	
	単価	周期	単価	周期
公 共 施 設	用途別単価 【総務省】	更新:60年 改修:30年 【総務省】	同左	更新:80年 長寿命化修繕:40年 予防保全修繕:20年 60年 【想定】
道 路	一般道路(1,2級、その他道路)4,700円/㎡ 自転車歩行者道 2,700円/㎡ 【総務省】	一般道路:15年 【総務省】 自転車歩行者道: 30年 【総務省】	同左	1級:15年 【総務省】 2級、その他道路: 30年【想定】 自転車歩行者道: 30年 【総務省】
橋 り よ う	425千円/㎡ 【総務省】	60年 【総務省】	橋梁 <sup>りょう</sup> 長寿命化修繕計画の費用、時期	
公 園	12千円/㎡ 【想定】	50年 【想定】	同左	更新:60年 修繕:30年 【想定】
河 川	開水路(ブロック積) 144千円/m	50年 【想定】	予防保全と想定しない	
調 整 池	ブロック積 244千円/㎡ 【想定】	50年 【想定】	予防保全と想定しない	
防 火 水 槽	11,000千円/基 【想定】	50年 【想定】	予防保全と想定しない	
防 災 無 線 施 設	105,000千円/式 【整備実績】	15年 【想定】	予防保全と想定しない	
公 共 下 水 道	管種別 124~134千円/m【総務省】	50年 【総務省】	同左	75年 【想定】

## (2) 試算結果

### ア 公共施設の試算結果

公共施設の試算結果として、今後40年間で必要となる将来コストは約364.4億円となり、1年当たりのコストは約9.1億円となりました。

過去10年間の投資的経費の1年当たりの平均額は約6.1億円であり、1年当たりのコストを比較すると約3.0億円の差があります。

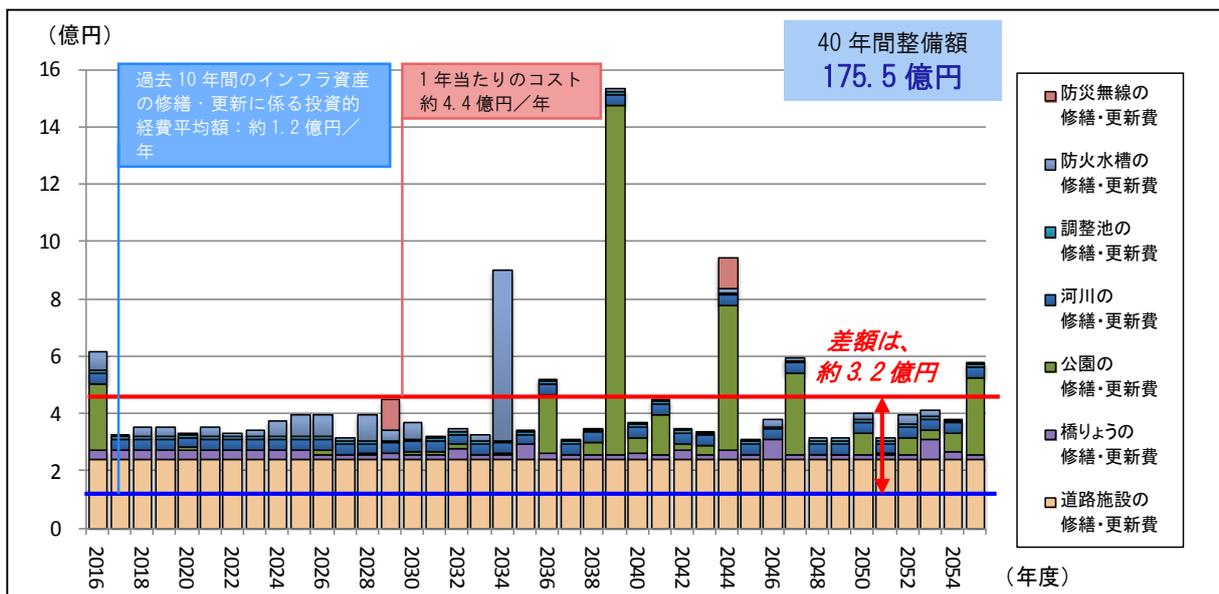


■ 図 公共施設の試算結果

### イ インフラ資産（下水道施設を除く）の試算結果

インフラ資産の試算結果として、今後40年間で必要となる将来コストは約175.5億円となり、1年当たりのコストは約4.4億円となりました。

過去10年間の投資的経費の1年当たりの平均額は約1.2億円であり、1年当たりのコストを比較すると約3.2億円の差があります。

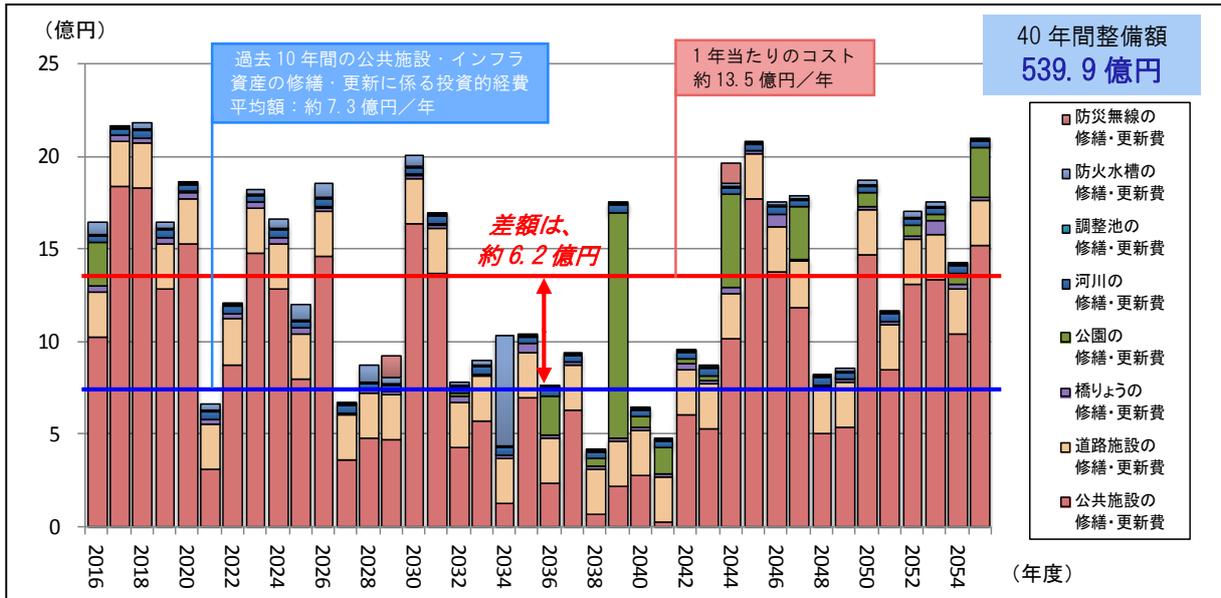


■ 図 インフラ資産の試算結果

### ウ 公共施設・インフラ資産（下水道施設を除く）の試算結果

公共施設等の試算結果として、今後40年間で必要となる将来コストは約539.9億円となり、1年当たりのコストは約13.5億円となりました。

過去10年間の投資的経費の1年当たりの平均額は約7.3億円であり、1年当たりのコストと比較すると約6.2億円の差があります。将来コストは、過去の投資的経費の約1.8倍に相当するため、コスト削減対策及び適正保有量の検討とともに、国庫支出金などの財源確保に努める必要があります。

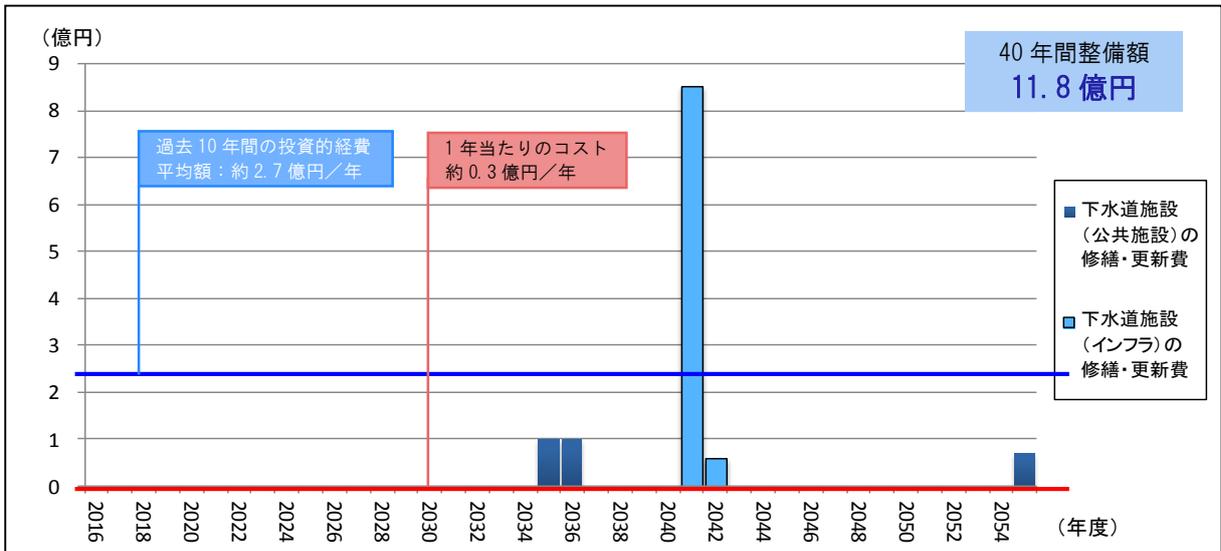


■図 公共施設・インフラ資産の試算結果

### エ 下水道施設の試算結果

下水道施設の試算結果として、今後40年間で必要となる将来コストは約11.8億円となり、1年当たりのコストは約0.3億円となりました。

過去10年間の1年当たりの投資的経費の平均額は約2.7億円であり、試算結果を上回る結果となりました。



■図 下水道施設の試算結果

※旭ヶ丘団地第2 汚水処理場の機械棟、部田山汚水中継ポンプ場は下水道施設に含む。

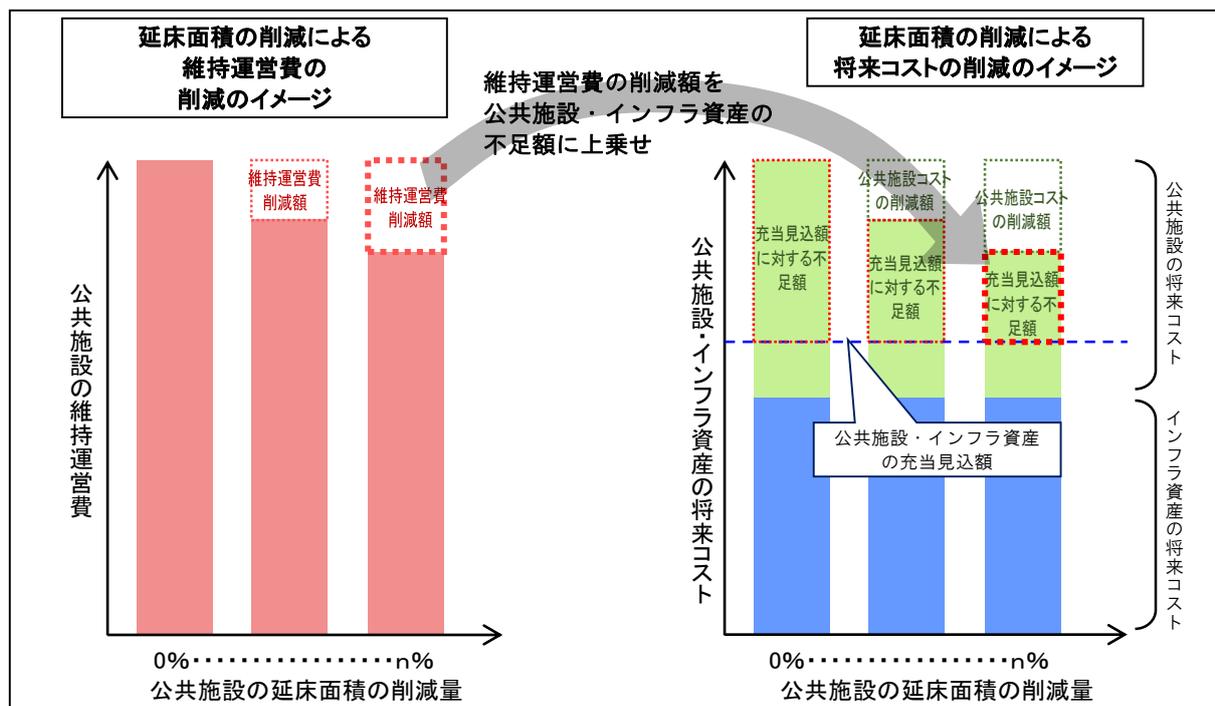
### 4-3 財政面からみた公共施設の適正保有量の考え方

本町が過去に公共施設等の修繕・更新等に充ててきた費用に基づく「今後公共施設等に充当することが可能と見込まれる費用（以下「充当見込額」という。）」と、これまで試算してきた「将来コスト」を比較することで、将来の本町の公共施設等に係る財政的な負担の見通しを分析します。なお、下水道事業は独立採算が原則とされており、修繕・更新等に係る費用を収益から賄うこととなるため、試算の対象から除外します。

試算では、過去10年間の投資的経費の平均額から、充当見込額が今後40年間で約292億円となり、一方で公共施設・インフラ資産の将来コストは40年間で539.9億円かかることから、将来コストに対し、充当見込額が不足する結果となりました。

さらに、公共施設に係る維持運営には多くの費用がかかっており、今後も全ての施設を維持していくと同等の費用がかかると予想されることから、財政と今後の将来コストの状況を踏まえ、公共施設等の適正保有量を検討する必要があります。ただし、適正保有量について考える場合、インフラ資産は町民が生活する上で必要不可欠な施設であり削減できないことから、インフラ資産も含めた公共施設等全体の不足額を公共施設の削減により賄うと仮定します。公共施設に係る将来の維持運営費は、施設総量に影響を受けることから、延床面積を削減することで、更新費に加え、削減した面積分の光熱水費や維持管理に係る委託費等の維持運営費も減少していきます。

したがって、将来コストの不足を公共施設の延床面積の削減だけでのみ賄うこととした場合には、公共施設の延床面積を削減することにより維持運営費を充当見込額へ上乗せすることができることから、公共施設等全体の将来コストと充当見込額のバランスが取れたところが、公共施設の適正な保有量であるという考え方ができます。



■図 将来コストを公共施設の維持管理と運営費で賄う場合のイメージ

## 5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### 5-1 基本方針

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を以下のように定め、将来のまちづくりに向け、最適な公共施設等の持続的な供給を目指します。

#### 1 公共施設等の長寿命化の推進

- ▶ 不具合が発生してから修繕を行う「事後保全型」の管理ではなく、損傷が軽微な段階で計画的に修繕を実施し、施設の長寿命化を図る「予防保全型」の管理方法とすることで、ライフサイクルコストの削減を図り、財政負担の削減に取り組みます。
- ▶ 施設の状態や対策履歴等の情報を一元的に管理し、次回の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」の構築を図ります。

#### 2 公共施設等の安全・安心の確保

- ▶ 町民が安全・安心に公共施設等を利用できるよう施設ごとに適切な日常点検を実施し、施設の安全性の確保に努めます。
- ▶ 災害時には避難ルートや避難所としての機能、対策・指令の拠点としての機能を果たすことが求められます。災害時に必要な機能を確保するために、耐震診断や定期点検等の調査を実施し、防災・減災のための対策等に取り組むとともに、設備面での対策も進めていきます。
- ▶ 限られた財源の中で、老朽化した施設の維持管理・更新や耐震化を検討する際には、町民が安心して施設を利用できるよう、施設重要度や施設劣化度、提供するサービスの質や需要等を踏まえ、維持管理・更新の優先順位を整理し、検討を行います。

#### 3 施設総量の抑制と適切な維持管理の推進

- ▶ 今後も持続可能な公共サービスを提供していくために、人口動態や住民ニーズの変化、財政状況の推移等を踏まえ、公共施設の適正保有量を検討したうえで、必要に応じて総量の抑制の検討を行います。
- ▶ 新たな公共サービスの提供に伴い公共施設等が必要となる場合は、まず既存施設の有効活用や用途変更による転用の可能性を検討します。また、公共施設等の更新や大規模改修の際には、現在の規模や機能のまま更新するのではなく、適正規模の検討や複合化、多機能化等の手法を検討します。
- ▶ 限られた財源の中で多種多様な全ての公共施設を町単独で保有することは困難な状況です。そこでPPP/PFI等による民間事業者の資金やノウハウの活用を検討していくとともに、近隣市との相互利用を進め、適切な役割分担による公共施設等の維持管理を推進します。

## 5-2 管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理にあたっては、項目ごとに以下の考え方により適切に管理します。

### (1) 点検・診断等の実施方針

#### 公共施設

職員等による日常的な点検のほか、専門業者の点検により適切な施設の管理を図ります。点検履歴を蓄積し、個別施設計画の策定や本計画の見直しのための基礎データとして活用します。

#### インフラ資産

職員等による日常的な点検のほか、国の点検に関する指針等に基づき、専門業者による点検を定期的に行い、適切な施設の管理を図ります。点検履歴を蓄積し、個別施設計画の策定や本計画の見直しのための基礎データとして活用します。

### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

#### 公共施設

中長期的な視点から計画的な維持管理・修繕・更新を行い、ライフサイクルコストの縮減と費用の平準化を図ります。

#### インフラ資産

点検・診断等の結果に基づき、各施設の劣化状況等に応じた優先度の検討を行うとともに、個別施設計画に基づき、計画的な維持管理・修繕・更新等を実施します。

### (3) 安全確保の実施方針

#### 公共施設

点検・診断等により施設状況を把握するとともに、適切な維持管理により安全性の確保を図ります。点検・診断結果等より危険性が認められた場合には、安全確保を最優先し、立入制限、緊急的な修繕・改修等の措置を講じます。

#### インフラ資産

安全・安心な町民生活を継続するうえで必要不可欠な施設であり、日常的な点検等適切な維持管理により安全性の確保を図ります。道路の陥没、コンクリート構造物のはく落等、高度な危険性が認められた場合には、早急に修繕・更新や利用規制等を実施し、安全性を確保します。

### (4) 耐震化の実施方針

#### 公共施設

多数の者が利用する施設については、東郷町老人憩の家を除く公共施設で耐震化が終了しています。

今後は、非構造部材（吊り天井や照明器具など）の耐震化を進めます。

#### インフラ資産

インフラ資産はライフラインに直結する施設が多く存在することから、地震による被害を最小限に抑えるとともに、被害が出た場合は早期復旧を図る必要があります。ライフラインに直結し、地震による施設の崩壊時に大きな事故に繋がる危険性のある道路、橋りょう、管路等については、安全確保の観点より優先的に耐震化を進めます。

## (5) 長寿命化の推進方針

### 公共施設

不具合が発生してから修繕を行う「事後保全型」の管理から、修繕等を計画的に行う「予防保全型」の管理方法とすることで、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

### インフラ資産

個別施設計画に基づき、「予防保全型」の管理方法とすることで施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減と費用の平準化を図ります。

## (6) 統合や廃止の推進方針

### 公共施設

町全体における公共施設の適正保有量を検討したうえで、必要に応じて総量の抑制の検討を行うとともに、各施設の大規模改修や更新のタイミングで、適正規模の検討、複合化や多機能化等について検討します。

### インフラ資産

総合計画や都市計画マスタープラン等、将来のまちづくり方針を踏まえ、集約型都市構造の構築を見据えながら、無駄のない整備計画を立案し、総量の抑制を図ります。

## (7) 総合的かつ計画的な管理の実施体制

### 公共施設

公共施設等総合管理計画庁内検討委員会を活かし、全庁横断的な計画の取組体制を構築し、継続的な計画の推進、必要に応じた計画の見直し等を行います。点検等から得られた施設情報は一元管理を図り、情報の共有と効率的な維持管理を図ります。

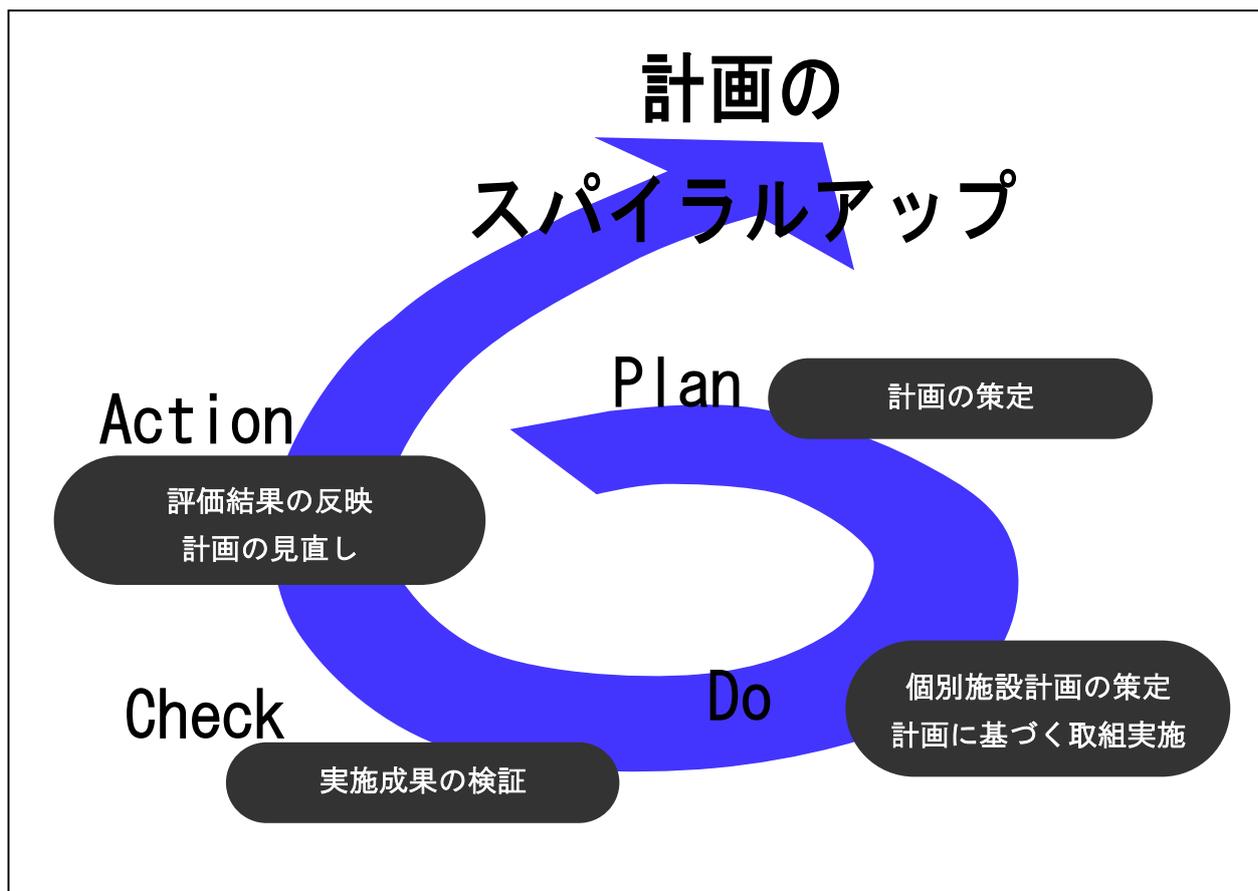
### インフラ資産

施設分野に捉われない包括発注の実施や関連業務の連携に向けて、横断的な取組体制の構築について検討します。

## 6 進捗状況等のフォローアップの実施

本計画は、40年間の長期計画を策定しましたが、町民生活に真に必要な行政サービスをより効果的、効率的に提供するため、『Plan：計画 → Do：実施 → Check：評価 → Action：改善』のPDCAサイクルによる計画の見直しと内容の充実を図ります。

基本方針に掲げた各種取組の推進状況や検討状況についても、所管課へのヒアリング等により確認し、本計画の見直しや個別施設計画の策定等を推進していきます。



■図 PDCAサイクルのイメージ

本計画は、関連する事業の進捗状況や社会経済情勢、人口動向の変化などを踏まえ、関連計画との整合性を確保するため、必要に応じて5年を目途に見直しを行い、計画に示される方針に基づく実践を継続的に推進していきます。

また、本計画の策定段階で個別施設計画が未策定の施設は、長寿命化に向けた計画の策定を推進し、その計画の内容は、本計画の見直しの時期に合わせ追記していきます。

## 7 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 7-1 公共施設

#### (1) 文化系施設

##### <対象施設>

■表 文化系施設の対象施設

施設名	所在地	延床面積	代表建築年度	経過年数
町民会館	春木字北反田 14	5,067.92 m <sup>2</sup>	昭和 57 年度	34

##### <現状・課題>

町民会館は本町が所有する唯一の中央公民館、図書館であり、町民等の生涯学習、文化の振興及び福祉の増進を図るための施設として、年間 8 万人を超える多くの町民に利用されています。一方で建築から 34 年が経過しており、老朽化が進行しているとともに、ホール及びホワイエの吊り天井が現行の建築基準を満たしていない状況です。

施設の維持管理は、指定管理者により行われています。

##### <方針>

町民会館は、町民にとって必要不可欠な施設であり、また、地震災害時に活用する有用な施設であることから、現状の施設規模で継続的に維持管理を行いつつ、施設の長寿命化を図ります。ただし、町民会館は、「公民館」と「図書館」という異なる機能が複合化された施設として整備されており、他の施設と複合化することの相乗効果により、更なる住民サービスの向上も期待できることから、将来的な更新時には他の施設との複合化についても検討する必要があります。ホール及びホワイエの天井は、地震時など利用者の安全確保の観点から、天井脱落対策を進めます。

## (2) スポーツ・レクリエーション系施設

### <対象施設>

スポーツ・レクリエーション系施設に存在するトイレ、管理棟、倉庫等の公共施設を対象とします。

■表 スポーツ・レクリエーション系施設の対象施設

施設名	所在地	延床面積	代表建築年度	経過年数
愛知池運動公園	諸輪字百々51-236	318.49 m <sup>2</sup>	昭和 61 年度	30
総合体育館	春木字北反田 35	5,498.02 m <sup>2</sup>	平成 2 年度	26
町民運動広場	春木字千子 551-1	30.10 m <sup>2</sup>	平成 4 年度	24
ふれあい広場 ゲートボール場	春木字申下 19	50.60 m <sup>2</sup>	平成 2 年度	26
諸輪ゲートボール場	諸輪字中市 150-1	5.70 m <sup>2</sup>	平成 4 年度	24
白土ゲートボール場	春木字音貝 43-27	16.28 m <sup>2</sup>	平成 4 年度	24
総合監視所	諸輪字上銚 12-68	600.00 m <sup>2</sup>	平成 7 年度	21
トーゴボートハウス	諸輪字篠木 78-89	928.79 m <sup>2</sup>	平成 7 年度	21

### <現状・課題>

スポーツ・レクリエーション系施設は、スポーツの振興や体力・健康の増進を図り、またゲートボール場は、健康増進に加え町民相互のふれあいと憩いの場を提供するための施設です。各施設は、多くの利用者があり、特に総合体育館は年間 10 万人を超える町民に利用されています。また、トーゴボートハウス及び総合監視所は、愛知池漕艇場の施設として、町民レガッタを始めとしたボート大会や日頃のボート練習にも利用されています。

本町のスポーツ施設で利用者が最も多い総合体育館は、建築から 25 年以上が経過し老朽化が進行しているとともに、アリーナの吊り天井は現行の建築基準を満たしていない状況です。

愛知池運動公園、総合体育館、町民運動広場、ふれあい広場ゲートボール場の維持管理は、指定管理者により行われています。

諸輪ゲートボール場、白土ゲートボール場は、地区により適切に維持管理されています。

### <方針>

スポーツ・レクリエーション施設は町民の健康増進のため、ボート関係施設は本町のボート振興のため欠くことのできない施設です。また、総合体育館は地震災害時に活用する有用な施設です。今後は、施設規模に応じて適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。

また、総合体育館アリーナの吊り天井は、地震時など利用者の安全確保の観点から、天井脱落対策を進めます。

### (3) 学校教育系施設

#### <対象施設>

■表 学校教育系施設の対象施設

施設名	所在地	延床面積	代表建築年度	経過年数
東郷小学校	諸輪字北山 112	6,078.99 m <sup>2</sup>	昭和 40 年度	51
春木台小学校	春木台四丁目 5-1	5,472.07 m <sup>2</sup>	昭和 46 年度	45
諸輪小学校	諸輪字大坊池 29-110	5,530.49 m <sup>2</sup>	昭和 47 年度	44
音貝小学校	春木字音貝 43-100	5,927.50 m <sup>2</sup>	昭和 50 年度	41
高嶺小学校	白鳥二丁目 5	7,012.33 m <sup>2</sup>	昭和 52 年度	39
兵庫小学校	兵庫三丁目 1	10,414.00 m <sup>2</sup>	平成 18 年度	10
東郷中学校	諸輪字北山 126	10,326.32 m <sup>2</sup>	昭和 48 年度	43
春木中学校	春木字新池 1	8,981.59 m <sup>2</sup>	昭和 58 年度	33
諸輪中学校	諸輪字後山 60-65	6,783.55 m <sup>2</sup>	昭和 60 年度	31
給食センター	春木字蟹池 15	2,205.11 m <sup>2</sup>	平成 4 年度	24

#### <現状・課題>

本町には、6校の小学校及び3校の中学校がありますが、兵庫小学校を除き、全ての小中学校が建築から30年以上経過している状況です。

給食センター本館は建築から20年以上経過しており、老朽化による不具合が生じています。また、吊り天井が現行の建築基準を満たしていない状況です。別館についても機器等の耐用年数が経過し修繕業務が増加している状況です。

#### <方針>

小学校、中学校ともに「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き—文部科学省（平成27年4月）」を参考に、計画的な修繕を行い、予防保全型の管理で長寿命化を図ります。今後、児童生徒の数は多少減少するものの大きく減ることはないの見込んでおり、現在の校舎は将来も継続して使用することとなりますが、校舎の更新に際しては、児童数・生徒数の推移を踏まえ、施設の適正規模及び適正配置について検討します。また、児童・生徒数の減少により生じた空き教室は、周辺施設との複合化等の活用方法を検討します。

給食センター本館は今後の劣化調査の結果をもとに、長寿命化に向けて、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討します。吊り天井は、地震時の調理員等の安全確保の観点から、天井脱落対策を進めます。

給食センター別館については、点検、診断を行い予防保全型の適切な維持管理・修繕を行っていきます。本館、別館ともに、対象人口（0-14歳）が減少した場合は、施設の適正規模について検討します。

#### (4) 子育て支援施設

##### <対象施設>

■表 子育て支援施設の対象施設

施設名	所在地	延床面積	代表建築年度	経過年数
上城保育園	諸輪字後山1	809.08 m <sup>2</sup>	昭和48年度	43
諸輪保育園	諸輪字中市135-14	813.15 m <sup>2</sup>	昭和57年度	34
和合保育園	和合字知々釜130	848.05 m <sup>2</sup>	昭和50年度	41
中部保育園	春木字上ノ畑986	1,963.00 m <sup>2</sup>	昭和45年度	46
南部保育園	春木字北切山6059-1	827.92 m <sup>2</sup>	昭和50年度	41
音貝保育園	春木字音貝77-2	1,087.56 m <sup>2</sup>	昭和52年度	39
たかね保育園	白鳥四丁目1-3	1,020.20 m <sup>2</sup>	昭和54年度	37
東郷せいぶ保育園	兵庫一丁目3-2	1,833.50 m <sup>2</sup>	平成17年度	11
北部児童館	白鳥三丁目15	367.16 m <sup>2</sup>	昭和61年度	30
西部児童館	春木字音貝104	236.19 m <sup>2</sup>	平成元年度	27
中部児童館	春木字東羽根穴12	297.65 m <sup>2</sup>	平成3年度	25
東部児童館	諸輪字稻場9	330.00 m <sup>2</sup>	平成5年度	23
南部児童館	春木字下正葉廻間28-1	330.00 m <sup>2</sup>	平成6年度	22
兵庫児童館	兵庫三丁目1	648.95 m <sup>2</sup>	平成19年度	9

##### <現状・課題>

保育園は、東郷せいぶ保育園を除き建築から30年以上経過しており、老朽化が進行しています。また、保護者の意識や社会・経済状況の変化などによる保育ニーズの多様化に対応した保育環境の整備が必要となっています。そこで、平成24年度に保育所整備計画を策定し、計画に基づき民営化を進めてきたことにより、平成29年度には公立保育園は5園となり、当初の計画通り民営化が達成できる見込みとなっています。

児童館は、兵庫児童館を除き建築から20年以上の経過による老朽化が進行しており、北部児童館では平成27年度に大規模改修を実施しました。ここ数年児童館で実施している放課後児童クラブを利用する児童が多く、待機児童となることがあります。そのため、児童館によっては、専用室の床面積、手洗い場、トイレ、ロッカー等が不足しています。

##### <方針>

保育園は、保育所整備計画に基づき、保育園の改修や更新を行います。今後は園児数の若干の減少が予測されるものの、大幅な減少はない見込みであり、それぞれ立地が近い園もないことや公私のバランスを保つことなどから、平成29年度に予定している東郷あやめ保育園の新設以降は、基本的に合併や民営化は行わず、現在の保育園を継続して運営する方針とします。中部保育園については、今後、3歳未満児の待機児童がなくなれば、小規模保育室の利用や保育所の空き教室を活用した一時保育の実施を検討します。

児童館は、児童館整備計画に基づき、大規模改修を実施し、児童館の長寿命化を図るとともに、将来的な子どもの人口の推移を踏まえつつ、多様な住民ニーズに対応できるような施設のあり方を検討します。また、児童館で実施している放課後児童クラブは、民間活力の利用とともに、「放課後子ども総合プラン(厚生労働省、文部科学省)」に基づき、小学校施設等を利用した放課後子供教室「きらきらこども」との事業一体化について検討します。

#### (5) 保健・福祉施設

## <対象施設>

■表 保健・福祉施設の対象施設

施設名	所在地	延床面積	代表建築年度	経過年数
東郷町老人憩の家	諸輪字百々51-271	422.77 m <sup>2</sup>	昭和 52 年度	39
西部老人憩の家	春木字音貝 104	238.86 m <sup>2</sup>	平成元年度	27
旧東郷町福祉センター	諸輪字北山 158-90	1,709.00 m <sup>2</sup>	平成元年度	27
高齢者ワークプラザ	春木字申下 40	397.52 m <sup>2</sup>	平成 14 年度	14
いこまい館	春木字西羽根穴 2225-4	8,038.40 m <sup>2</sup>	平成 16 年度	12

## <現状・課題>

東郷町老人憩の家は建築から 39 年経過しており、施設の老朽化が進行しています。耐震診断を実施した結果、地階は耐震補強の必要はありませんが、1 階部分は強度等の不足により耐震補強を行う必要があります。耐震改修には多額の費用がかかり、実施が難しい状況にあります。

西部老人憩の家は西部児童館の 2 階にあり、一体的に利用し、維持管理しています。

旧東郷町福祉センターは、東郷町社会福祉協議会に無償貸付しており、施設の維持管理や修繕は東郷町社会福祉協議会で対応しています。

高齢者ワークプラザは、東郷町シルバー人材センターに無償貸付しており、施設の維持管理や修繕は東郷町シルバー人材センターで対応しています。

いこまい館は厚生労働大臣から運動型健康増進施設として認定を受けており、健康づくりの拠点として近隣市からも多くの利用があり、年間 21 万人を超える利用者が訪れています。建築から 10 年が経過しており、快適で安全な施設とするため、緊急かつ必要性の高いものから順次、改修工事を行っている状況です。施設の維持管理は、指定管理者により行われています。

## <方針>

東郷町老人憩の家については、建築から 39 年が経過しており、老朽化が進行していること、耐震診断の結果、耐震補強に多額の費用がかかり、今後は施設を維持していくことが難しいことから、今後は機能移転や閉鎖を視野に入れ、施設のあり方について検討します。

旧東郷町福祉センター及び高齢者ワークプラザは、施設の劣化調査を実施し、調査結果に基づき、借主の負担で適切な維持管理・修繕などを行います。ただし、今後想定される長寿命化修繕や施設の更新については、借主の負担で行うことが難しいことから、施設のあり方について検討します。

いこまい館は、施設の長寿命化を行いながら、維持管理の効率化を検討します。施設の利用状況やニーズ、維持管理コストをもとに、指定管理料及び施設のあり方について検討します。

## (6) 医療施設

### <対象施設>

■表 その他の対象施設

施設名	所在地	延床面積	代表建築年度	経過年数
東 郷 診 療 所	諸輪字北山 158-90	745.54 m <sup>2</sup>	昭和 63 年度	28

### <現状・課題>

東郷診療所は、建築から 28 年が経過しています。平成 25 年度から 3 年間の長寿命化修繕を実施し、施設の長寿命化を図りました。また、平成 20 年度に統廃合について検討し、黒字経営転換を目標に事業を継続させる方針となり、現在は継続的に黒字経営となっています。2 階部分は、訪問看護ステーション、一時保育室として活用しています。

一時保育室は保育を目的として建築された施設ではなく、部屋の広さも限られていることから、受入れ人数に制限があり、保護者のニーズに対応できていない状況です。

### <方 針>

東郷診療所は、平成 25 年度から 3 年計画で長寿命化修繕を実施しました。今後も施設の劣化調査を実施し、調査結果に基づき、長期間使用できるよう適切な維持管理・修繕などを行い、施設の長寿命化を図ります。現在の経営状況を維持できるよう、維持管理の効率化を行いつつ、持続可能な経営を図ります。

一時保育室は、中部保育園で 3 歳未満児の待機児童がなくなった時点で、中部保育園での実施を検討します。

## (7) 行政系施設

### <対象施設>

■表 行政系施設の対象施設

施設名	所在地	延床面積	代表建築年度	経過年数
庁舎	春木字羽根穴 1	8,237.15 m <sup>2</sup>	昭和 45 年度	46
諸輪分団詰所	諸輪字後山 77-4	155.00 m <sup>2</sup>	平成元年度	27
和合分団詰所	和合字前田 47-1	75.00 m <sup>2</sup>	昭和 42 年度	49
傍示本分団詰所	春木字中屋敷 1063-1	72.00 m <sup>2</sup>	昭和 42 年度	49
祐福寺分団詰所	春木字下正葉廻間 29	96.00 m <sup>2</sup>	昭和 47 年度	44
部田分団詰所	春木字西前 6070-1	145.00 m <sup>2</sup>	平成 3 年度	25
白土分団詰所	春木字白土 1-143	168.00 m <sup>2</sup>	平成 6 年度	22
北部資源回収ステーション	和合字北蚊谷 281-1	155.28 m <sup>2</sup>	平成 12 年度	16
中部資源回収ステーション	春木字上ノ畑 991	86.81 m <sup>2</sup>	平成 12 年度	16

### <現状・課題>

庁舎は旧庁舎に新庁舎を増築しています。旧庁舎は建築から 46 年、新庁舎は建築から 26 年経過しており、両施設ともに老朽化が進行しています。特に屋上防水や外壁の劣化が激しく、安全確保の観点からも早期の対応が必要な状況となっています。また、空調等の設備も経年劣化により、計画的な維持・修繕が必要な状況となっています。旧庁舎については平成 24 年に耐震改修工事を実施しています。

消防施設として、消防団の分団詰所が町内に 6 施設あります。そのうち 3 施設は建築から 40 年以上が経過しており、老朽化が進行している状況です。

資源回収ステーションは、町内に 2 施設存在しますが、両施設ともに開設当初と比べて取り扱い品目が増えたこと、物量が増加したことから、回収物品を保管しておくスペースが不足している状況です。作業従事者の控室について、雨漏り等の修繕が必要な箇所が発生しており、老朽化が進行しています。

### <方針>

庁舎は、施設の劣化調査を実施し、調査結果に基づき、長期間使用できるよう適切な維持管理・修繕などを行い、施設の長寿命化を図ります。更新時期に合わせ、適正規模の検討、他施設との複合化等を検討します。

分団詰所は、町民の安全を確保するために必要不可欠な施設です。今後、老朽化した分団詰所については、調査をしながら適正な維持管理を行い、長寿命化を図るとともに、必要に応じて施設の更新を行っていきます。

資源回収ステーションは、2 施設の統合もしくは廃止することは、住民の利用距離や保管量から難しい状況であることから、基本的に統廃合は行わない方針とします。施設の更新時には、物量の状況を確認しつつ、必要に応じて物量の増加を見込んだ保管スペースの確保等、適正規模の検討をします。

## (8) 公園施設

### <対象施設>

公園に存在するトイレ、管理棟、倉庫等の公共施設を対象とします。

■表 公園の対象施設

施設名	所在地	延床面積	代表建築年度	経過年数
諸輪公園	諸輪字観音畑 6-1	89.25 m <sup>2</sup>	昭和 51 年度	40
和合ヶ丘中央公園	和合ヶ丘 3 丁目 6-4	6.88 m <sup>2</sup>	昭和 51 年度	40
和合ヶ丘北公園	和合ヶ丘 2 丁目 23-5	6.01 m <sup>2</sup>	昭和 51 年度	40
押草公園	白鳥四丁目 4-3	14.80 m <sup>2</sup>	昭和 54 年度	37
狐塚北公園	春木台三丁目 8	9.13 m <sup>2</sup>	昭和 54 年度	37
御嶽公園	御岳二丁目 7	9.13 m <sup>2</sup>	昭和 54 年度	37
狐塚南公園	春木台五丁目 4	2.14 m <sup>2</sup>	昭和 58 年度	33
北山台中央公園	北山台一丁目 8	6.55 m <sup>2</sup>	昭和 58 年度	33
傍示本公園	春木字上ノ畑 996	13.34 m <sup>2</sup>	平成 10 年度	18
半ノ木公園	三ツ池三丁目 3	16.32 m <sup>2</sup>	平成 12 年度	16
兵庫公園	兵庫一丁目 4	10.58 m <sup>2</sup>	平成 12 年度	16
清水公園	清水三丁目 10	24.78 m <sup>2</sup>	平成 14 年度	14
岩ヶ根公園	清水四丁目 5	2.99 m <sup>2</sup>	平成 16 年度	12
境川緑地	春木字道下 101-3	223.47 m <sup>2</sup>	昭和 55 年度	36
涼松緑道	春木字涼松 225-1	24.96 m <sup>2</sup>	平成 9 年度	19
和合児童遊園	和合字知々釜 70-1	9.97 m <sup>2</sup>	平成 5 年度	23
祐福寺児童遊園	春木字屋敷 3417-2	9.84 m <sup>2</sup>	平成 12 年度	16
部田児童遊園	春木字西前 6070-1	3.64 m <sup>2</sup>	昭和 45 年度	46
交通児童遊園	春木字道下 101-1	86.09 m <sup>2</sup>	昭和 53 年度	38
長池児童遊園	春木字北切山 5709-1	6.56 m <sup>2</sup>	昭和 60 年度	31
柘池親水公園	春木字弥計 511-1	16.00 m <sup>2</sup>	平成 5 年度	23
ふれあい広場	春木字北反田 27	29.00 m <sup>2</sup>	平成 2 年度	26

### <現状・課題>

トイレが都市公園に 14 棟、児童遊園に 5 棟、親水公園に 1 棟、その他公園に 2 棟あります。境川緑地には管理棟（2 棟）、諸輪公園には倉庫、交通児童遊園には管理棟、倉庫があります。半数以上の施設が建築から 30 年以上経過しており、老朽化が進行しています。

柘池親水公園、ふれあい広場の維持管理は、指定管理者により行われています。

### <方針>

引き続き施設の安全点検を実施し、点検結果に基づいて、長期間使用できるよう適切な維持管理・修繕などを行うことにより施設の長寿命化を図ります。トイレの維持管理について、都市公園のトイレはシルバー人材センターへの委託により、児童遊園のトイレについては各地区により、親水公園及びその他のトイレについては、該当する公園の指定管理者による管理を行います。

## 7-2 インフラ資産

### (1) 道路

#### <対象施設>

一般町道（1、2級町道、その他町道）、自転車歩行者道を対象とします。

種 別	面積(m <sup>2</sup> )
一般道路	1,417,940
自転車歩行者道	2,692
合計	1,420,632

#### <現状・課題>

交通量の多い道路では、定期的な状況把握と路面の補修を行っており、平成26年に全5路線の内3路線で実施した路面状態の調査の結果、3路線とも舗装修繕が必要と判断されました。

今後も安全・安心な道路サービスを提供できるよう計画的な修繕が求められます。

#### <方 針>

道路管理者が実施する通常パトロールにより、道路の異常、損傷などを早期に発見し、安全性が確保できるよう今後も適切な維持管理を実施します。主要な幹線町道及び防災上重要な道路に対し、「総点検実施要領【舗装編】(国土交通省)」に基づき、5年に1度の定期点検を実施します。点検により路面の状態（ひび割れ、わだち掘れ、縦断凹凸）を把握及び、修繕の候補箇所を抽出し、明らかになった損傷の程度により路面部材の計画的な修繕を行います。

## (2) 橋りょう

### <対象施設>

町が管理する 114 橋（PC 橋、RC 橋、鋼橋、その他）を対象とします。

### <現状・課題>

平成 26 年度から橋長 2m 以上の橋りょうの定期点検を順次実施しており、5 年で対象となる全ての橋りょうの点検を実施する予定です。また、定期点検を行った橋りょうについては「長寿命化修繕計画」を策定し、適切な維持管理を行っています。

今後は限られた予算の中で、安心・安全な道路サービスを提供できるよう、計画的な修繕が求められます。

### <方 針>

道路管理者が実施するパトロール点検により、安全性が確保できるよう適切な対応を図るとともに、「道路橋定期点検要領（国土交通省）」に基づき、近接目視による 5 年に 1 度の定期点検と診断を実施します。点検結果により明らかになった損傷程度、主要な幹線町道及び防災上重要な道路などの要素を踏まえ、適切な維持管理を実施します。

また、橋りょうの耐震化については、緊急輸送道路に架かる橋りょうについて、落橋防止システムの設置等の必要な対策を順次進めていきます。

## (3) 公園

### <対象施設>

町が管理する都市公園、児童遊園、ちびっこ広場、その他の公園を対象とします。

### <現状・課題>

半数以上の施設が建設から 30 年以上経過しており、施設の老朽化が懸念されます。遊具等の施設の補修や交換、撤去については、日常点検において確認した劣化状況により随時対応しています。ちびっこ広場、その他の公園については、ほとんど利用されていないところもあり、施設のあり方を検討する必要があります。

### <方 針>

定期的に公園施設の安全点検を実施し、点検結果に基づき、長期間使用できるよう適切な維持管理・修繕などを行い、公園の長寿命化を図ります。例えば、遊具の更新時には、健康遊具への変更を検討するなど、住民ニーズを考慮し、必要に応じて施設の変更を検討します。また、ちびっこ広場やその他の公園は、利用状況に応じて廃止等について検討します。

公園の美化・草刈等の維持管理や施設の日常点検等について、公園愛護会制度を活用した地域での管理方策を推進するとともに、指定管理者制度の活用についても検討します。

#### (4) 河川

##### <対象施設>

町が管理する 12,879mの河川（準用河川、普通河川）を対象とします。

##### <現状・課題>

近年の豪雨等による、河川等の氾濫が見られることから、排水不良を解消し、治水安全度の向上が求められます。

##### <方 針>

河川の日常点検を実施し、定期的な除草や排水に著しく支障をきたす土砂等の除去を行い、機能の低下がないよう適切な維持管理を実施します。点検により危険性が高いと判断されたものについては、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。また、破損状態の拡大を防ぐために早急に対応します。

#### (5) その他インフラ施設

##### <対象施設>

町が管理する調整池（1,733 m<sup>2</sup>）、防火水槽（135 施設）、防災無線（39 基）を対象とします。

##### <現状・課題>

調整池は日常点検を実施しています。状況に応じ、堆積した土砂の除去、除草等が必要です。

防火水槽は、尾三消防組合により年 1 回の定期点検を実施しています。また、耐震性に優れた貯水槽を町内に 22 基設置しています。

防災無線は、デジタル防災行政無線システムが正常な機能を維持しているかを確認するための保守点検を年 1 回実施しています。

##### <方 針>

目視による点検を実施し、必要に応じて修繕を実施します。

防火水槽については、今後有蓋化を推進するとともに耐震性貯水槽の新設を進めます。

## 7-3 下水道施設

### <対象施設>

町が管理する 151,204m の污水管、下水道に関わる公共施設を対象とします。

■表 下水道に関わる公共施設

施設名	所在地	延床面積	代表建築年度	経過年数
部田山污水中継ポンプ場	清水四丁目 9	962.00 m <sup>2</sup>	平成 9 年度	19
旭ヶ丘団地第 2 污水处理場	春木字白土 2-223	2.52 m <sup>2</sup>	昭和 46 年度	45

### <現状・課題>

管路施設は平成 9 年度から供用を開始しており、将来の管路施設の劣化が懸念されます。また、下水に流してはいけないものの流入防止の管理を適正に行うことも重要となります。今後は、効果的な維持管理が実施できるようストックマネジメント計画の策定が必要となります。

部田山污水中継ポンプ場は、建設から 19 年経過しており、電気設備、機械設備等の老朽化も進行しています。

旭ヶ丘団地第 2 污水处理場は、建設から 45 年が経過しており、修繕箇所が増えてきました。施設の耐震化は未実施となっており、電気設備、機械設備等の耐用年数もすでに超過している状態です。旭ヶ丘団地污水处理区域については、平成 31 年度に公共下水道への切り替えを計画しており、旭ヶ丘団地第 2 污水处理場は不要となる見込みです。

### <方針>

管路施設は日常の維持管理結果により発見された劣化、損傷は早期に修繕するとともに、下水道法及び下水道維持管理指針に従い、点検、診断等を実施します。管種がコンクリート管等の地区については、テレビカメラ調査を行い、不良箇所の把握及び修繕を逐次実施します。耐震化の対策として、液状化によるマンホールの浮上防止対策を順次進めていきます。

部田山污水中継ポンプ場は、電気設備及び機械設備が耐用年数を超過しているものもあることから、設備の健全度評価を行い計画的な改修を行う必要があります。

旭ヶ丘団地第 2 污水处理場は、日常の維持管理結果により発見された劣化、損傷を早期に修繕していきます。平成 31 年度に公共下水道への切り替えを計画しているため、施設の維持を図り現状のまま供用します。切替後は、建物の除却を予定しています。

下水道法の改正に伴い、平成 29 年度に公共下水道の事業計画を見直す予定であり、その中で効率的な維持管理計画を策定する予定です。また、平成 30 年度には、ストックマネジメント計画を策定する予定で進めており、老朽化した既存施設の点検、調査、修繕、改築を一体的に捉え、下水道管渠、部田山污水中継ポンプ場を含めた下水道施設全体を計画的かつ効率的に管理するため、下水道施設全体を対象に、目標とする明確なサービス水準を定め、老朽化の進展を長期的な視点で考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検、調査、修繕、改築の実施を検討します。

## 用語集(50音順)

用語	説明
<あ行>	
I C T	Information and Communication Technology の略。情報通信技術を利用した情報や知識の共有・伝達といったコミュニケーションのこと。
維持管理	公共施設等の機能維持のために必要となる点検・調査及び修繕のこと。
インフラ	インフラストラクチャーの略。道路や橋りょう、公園、上下水道など都市活動を支える社会基盤のこと。
<か行>	
旧耐震基準	建築基準法において定義された「耐震基準」のうち、昭和 56(1981)年改正前の基準によるもので、震度 5 強程度の地震において、建物が倒壊・崩壊しないように設定されている。昭和 56(1981)年の法改正後の基準は「新耐震基準」と言われている。
公共施設等 総合管理計画	地方自治体が所有する全ての公共施設等(学校、河川、道路等)を対象に、公共施設等の全体の状況を把握し、公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくことを目的として策定する計画のこと。
更新	老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。
更生工法	処置が必要な <sup>かんきよ</sup> 管渠の改築・補修をする際に非開削で改築・補修する工法のこと。
<さ行>	
事後保全	構造物や建築物などに損傷が発生し、明らかな不具合が生じてから修繕等を行う保全方法のこと。(⇔予防保全)
指定管理者制度	公共施設等の管理・運営に民間事業者等が有するノウハウを活用し、住民サービスの質の向上と経費の節減を図ることを目的に、平成 15 年の地方自治法の改正により、創設されたもの。これまで公共的な団体等に限定されていた公共施設等の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることを可能とする官民連携手法の一つである。
新耐震基準	建築基準法において定義された「耐震基準」のうち、建築基準法の昭和 56(1981)年改正後の基準によるもので、震度 6 強から 7 程度に達する地震において、建物が倒壊・崩壊しないように設定されている。昭和 56(1981)年の法改正前の基準は「旧耐震基準」と言われている。
ストックマネジメント	既存の建築物(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法。多様化する現在の需要に対して、既存建築物の計画的な保全、保全実施結果の評価、保全関連技術の体系化などが求められており、ただ単純に、古くなったという理由から施設を解体して新築(改築)を繰り返す、いわゆる「スクラップ&ビルド」とは違う考え方。

用語	説明
生活道路	自宅から主要な幹線道路に至る町道など、生活にもっとも身近な町道のこと。
<た行>	
大規模改修	公共施設の基本性能を維持するために予防保全的に実施される改修のこと。
代表建築年度	公共施設の各施設において、建築年度が最も古い施設の年度のこと。増改築の年度は記載しない。
耐用年数	公共施設等の寿命としての年数のこと。
長寿命化	適切な維持保全により公共施設等の性能、機能を確保し、施設の延命化を図ること。
投資的経費	公共施設等の建設や用地取得など社会資本の形成に資する経費のこと。
<は行>	
P F I	Plivate Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
P P P	Pubulic Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
普通会計	一般会計(行政運営の基本的な経費を網羅した会計)と特別会計(特定の歳入を特定の歳出に充てるために一般会計とは独立して設けられる会計)のうち主に公営事業会計(法律の規定により特別会計を設けてその経理を行わなければならない会計)を除いたもの。
法定耐用年数	税務上、減価償却率を求める場合の基となる公共施設等の耐用年数のこと。
<や行>	
予防保全	公共施設等の状態を事前に把握し、計画的な修繕を行うことで、不具合や事故の発生を未然に防ぎ、公共施設等の寿命を長くする保全方法のこと。(⇔事後保全)
<ら行>	
ライフサイクルコスト	公共施設等の計画、設計、施工から維持管理、改修、解体・廃棄までに要する費用の総額。